

東成瀬村過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

(令和4年9月一部変更)

(令和7年3月一部変更)

秋田県 東成瀬村

目 次

第1 基本的な事項

| | |
|--------------------|----|
| 1 東成瀬村の概況 | 1 |
| 2 人口及び産業の推移と動向 | 5 |
| 3 行財政の状況 | 7 |
| 4 地域の持続的発展の基本方針 | 10 |
| 5 地域の持続的発展のための基本目標 | 12 |
| 6 計画の達成状況の評価に関する事項 | 12 |
| 7 計画期間 | 12 |
| 8 公共施設等総合管理計画との整合 | 12 |

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

| | |
|-------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 13 |
| 2 その対策 | 14 |
| 3 事業計画 | 15 |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合 | 16 |

第3 産業の振興

| | |
|-------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 17 |
| 2 その対策 | 21 |
| 3 事業計画 | 24 |
| 4 産業振興促進事項 | 29 |
| 5 公共施設等総合管理計画との整合 | 29 |

第4 地域における情報化

| | |
|-------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 30 |
| 2 その対策 | 31 |
| 3 事業計画 | 31 |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合 | 32 |

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

| | |
|-------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 33 |
| 2 その対策 | 35 |
| 3 事業計画 | 36 |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合 | 38 |

第6 生活環境の整備

| | |
|-------------------|----|
| 1 現況と問題点 | 39 |
| 2 その対策 | 40 |
| 3 事業計画 | 42 |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合 | 43 |

| | |
|--|----|
| 第 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| 1 現況と問題点 | 44 |
| 2 その対策 | 45 |
| 3 事業計画 | 47 |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合 | 50 |
| 第 8 医療の確保 | |
| 1 現況と問題点 | 51 |
| 2 その対策 | 52 |
| 3 事業計画 | 52 |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合 | 53 |
| 第 9 教育の振興 | |
| 1 現況と問題点 | 54 |
| 2 その対策 | 56 |
| 3 事業計画 | 57 |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合 | 58 |
| 第 10 集落の整備 | |
| 1 現況と問題点 | 59 |
| 2 その対策 | 60 |
| 3 事業計画 | 61 |
| 第 11 地域文化の振興等 | |
| 1 現況と問題点 | 62 |
| 2 その対策 | 62 |
| 3 事業計画 | 63 |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合 | 63 |
| 第 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | |
| 1 現況と問題点 | 64 |
| 2 その対策 | 64 |
| 3 事業計画 | 64 |
| 4 公共施設等総合管理計画との整合 | 65 |
| 第 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | |
| 1 現況と問題点 | 66 |
| 2 その対策 | 66 |
| 3 事業計画 | 66 |
| 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 67 |

第1 基本的な事項

1 東成瀬村の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本村は、秋田県の東南端、栗駒国定公園を擁する奥羽山脈の麓に位置し、東は岩手県奥州市と一関市、南は宮城県栗原市、西は横手市と湯沢市に接し、東西に 16.5km、南北に 29.5 km と南北に長い形状をなし、県庁所在地の秋田市までは、98km から 132km の圏内となっている。

面積は 203.69 km²で 93%が山林原野となっており、うち 57%が国有林野となっている。

地形は、東南側が奥羽山脈、北西側が横手市に向かって開け、その他は周囲を山に囲まれ、南北に縦断している雄物川水系の成瀬川に沿って 20 の集落が標高 165m から 430m の台地に点在している。

気候は冷涼で、1月から2月は寒さが厳しく、積雪は 2 m、多いときは 3 m から 4 m に達し、積雪期間は 12 月から 4 月まで 5 か月に及ぶ特別豪雪地帯の指定を受けている。

イ 歴史的条件

本村の歴史は、史実上は明らかではないが、宝亀年間（西暦 780 年頃）に成瀬川沿いに祖先が移住していたとされている。最も古い文献では、文保元年（1317 年）の記録があり、以降、小野寺氏から佐竹氏の所領となつた寛文 3 年（1663 年）には雄勝郡に編入、更に明治 22 年の町村制施行により現在に至つてはいる。平成の大合併では、住民意向調査の結果を受け、合併しない単独行政を選択している。

ウ 社会的、経済的条件

本村の中心部から行政圏の中心である湯沢市までは 22km となっているが、JR十文字駅までは 14km であることや主要道路が横手市に通じていることから、経済交流は古くから横手市（特に旧増田町・旧十文字町）と行われている。

交通体系は、村を南北に縦断する国道 342 号と東西に横断する国道 397 号の 2 路線があるものの岩手県への交通は、いずれも冬期間（11 月から 5 月まで）は閉鎖となっている。

一方、主要高速交通へのアクセスは、東北中央自動車道湯沢横手道路十文字 IC まで 15km、秋田新幹線 JR 大曲駅まで 45km、秋田空港までは 80km となっている。また、夏期は国道 397 号で東北自動車道水沢 IC と東北新幹線水沢江刺駅まで 1 時間 30 分程度のアクセスとなっている。

本村の就業人口比率は、昭和 35 年で 77.6% を占めた第 1 次産業が、平成 27 年で 14.9% まで大きく低下し、第 2 次、第 3 次産業へと就業構造は大きく変化している。

基幹産業は稻作経営を中心とする農林畜産業が中心となつてはいたが、少子高齢化と人口流出による後継者、就業者不足により、稻作や畜産は個人経営から農業法人による大規模経営へと転換が進む状況にある。

平成3年からはスキー場や宿泊施設を整備し、観光産業による地域経済活性化と雇用創出を進めてきたが、度重なる自然災害や人口減少等により利用人数が年々減少し、厳しい運営状況が続いている。

また、平成30年9月に成瀬ダム建設事業の本体工事が着工となり、完成を見据え西栗駒地域の活性化施策が求められている。

(2) 村における過疎の状況

ア 人口等の動向

本村の総人口（国勢調査ベース）は、昭和22年の6,220人をピークに減少を続け、昭和35年では5,799人で5000人台となり、昭和45年に4000人台、昭和60年に3000人台となり、平成27年では2,610人とピーク時に比べ3,610人（△58.0%）減少している。

また、年齢別構成では、若年者数が大幅に減少し、高齢者数（特に75歳以上人口）が大幅に増加しており、少子高齢化が急速に進行している。

イ これまでの対策

これまで村では、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法においては、急激な人口減少対策や地域の生活基盤強化の推進を目的とし、稲作や畜産などの基幹産業による所得の向上を図るための基盤整備、村道などの改良舗装と冬期通行確保のための交通基盤整備、教育環境向上のための整備の他、簡易水道施設や消防防災施設などの整備を実施してきた。

次に、昭和55年の過疎地域振興特別措置法においては、人口減少に加え高齢化社会の進行や更なる生活基盤の充実及び福祉の向上を図るため、交通基盤や高齢者福祉施設を中心に、農村基盤施設、保育施設、文化・社会体育施設の整備などを実施してきた。

平成2年の過疎地域活性化特別措置法においては、地域社会の衰退や雇用の場の創出を図るため、交通基盤の強化や若者定住・雇用確保・地場消費拡大などを目指した大規模なプロジェクトによる観光レクリエーション施設の整備などを実施してきた。

平成12年の過疎地域自立促進特別措置法においては、少子高齢化社会の急速な進行に対応するため、コミュニティや集落組織の低下による安心安全な地域づくり、農林業の振興、村営住宅や下水道等の生活環境の整備を中心に、高度情報通信網やコミュニティ施設（地区集会施設）の整備などを実施してきた。

平成22年の過疎地域自立促進特別措置法においては、新たに特別事業分（ソフト事業）が対象となり、これまで以上に多岐にわたる施策を実施することができた。主な重点事業として、ハード施策では水道などのインフラや定住促進住宅整備、畜産業の6次産業化、ソフト施策では雇用の場の創出を図るための新規起業育成支援などを実施してきた。

ウ 現在の課題

移住・定住については、住環境の確保や地域おこし協力隊の採用など、関係人口増加への取り組みを進めてきたが、新たな住宅の確保が課題となっている。

基幹産業である農林業については、主力である米価の下落や農産物の輸入自由化、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより低迷しているが、認定農業者や農業生産法人による大

規模経営へと体制が移行してきている。

また、農産物や山菜等の加工販売や拠点施設の整備が進められてきているが、集約化への取り組みによる農林業の活性化や所得の向上、雇用の場の確保なども大きな課題となっている。

一方、観光産業においては、観光拠点施設の大規模改修が必要な時期を迎えており、計画的に改修を進めていくとともに、入り込み客増加への取り組みも課題である。

高速通信網は携帯電話の不感通話エリアが解消され、光ケーブル網の整備や屋外通信放送も全村で整備が完了しているが、これらをいかに利活用するかが課題である。

交通基盤については、村道を中心とした交通網は、改良率・舗装率とも着実に向上しているが、隣接する地域（隣県）への通年通行あるいは早期開通などが大きな課題であることは変わらない。また、老朽化した橋りょうの補強・補修も課題である。

生活基盤については、統合簡易水道事業が順調に進捗しており、令和5年度の完成に向け未更新地域を計画的に整備していく。

また、下水道（合併処理浄化槽）は、普及率が8割を超えたが、更なる普及率の向上を図るとともに、維持管理を含めた効率的な運営が課題である。

福祉保健・医療については、進行する高齢化社会に対応するため、特別養護老人ホーム・保健センター・診療所を中心に、デイサービスセンターやショートステイなどの整備を進めてきたが、医師の確保はもとより、施設利用者の待機の解消や住み慣れた地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築など、依然として取り組む課題が多い。

再生可能エネルギーについては、村内には自然資源が豊富にあるが、これをいかに活用し、産業や雇用に結びつけていくかが課題となっている。

さらには、公共施設等の老朽化が進んでいることから、公共施設等総合管理計画による計画的な維持修繕等の対策が課題となっている。

エ 今後の見通し

移住・定住については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地元定着や地方への関心が高まる中、村への興味・関心を高め、関係人口の創出から移住・定住につなげることが求められている。

農林業については、後継者の不在に加え、農林業従事者の高齢化が更に進行している中で、農地や林地の荒廃が一層進むことが懸念される一方、その対策として、組織的な農業経営や地産地消を目指した販売所や加工施設などの整備が必要となっている。

あわせて、観光レクリエーションについては、地域の特性を活かしつつ、県や周辺自治体と連携した一体的な取り組みが求められている。

交通基盤については、基幹道路の通年通行化を推進するほか、冬期間通行止め道路の閉鎖期間の短縮を目指すとともに、きめ細かな維持修繕も必要となっている。

生活基盤では、簡易水道の統合化による再編整備や人口減少などに対応した集落の消防防災機能の充実が必要となっている。

医療・福祉・保健については、総合的な体制づくりの強化を図りながら、医師の確保に努め、地域医療の維持が求められている。

児童福祉については、保育所・児童館の一体的なサービスの提供に加え、効率的な運営と保育や子育て支援など包括的な支援体制づくりが必要となっている。

高齢者対策については、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、自分らしい暮らしを続けることができる体制づくりを地域全体で進める必要がある。

一方では、中山間地域の豊富な資源を活かすため、森林や水、地下資源などの村の資源や自然エネルギーにより着目し、新たな産業づくりによる雇用の創出等を目指すための支援も求められている。

公共施設等については、地域の特性を活かした施設や住民の所得向上につながるような対策が、これまで以上に必要となっている。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた村の社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

産業構造については、昭和35年には農業及び林業を中心とした第一次産業が約8割を占めていたが、その比率は急速に第二次及び第三次産業へ移行し、平成に入ると第二次産業が4割を超え中心的な産業になった。

平成27年では、第一次産業の割合が15%を切り、第二次産業の割合も33.5%に減少している。一方、第三次産業の割合が5割を超えて中心的な産業の位置づけとなっており、この産業構造は今後も続くものと予想される。

イ 地域の経済的な立地特性

地域の経済的な立地特性については、秋田県の東南部に位置し、岩手県と隣接しているものの、特別豪雪地帯となっている本村では、その気象条件から岩手県に通じる2つの国道は冬期間（5か月間）通行できないため、経済圏は県内が中心となっている。

このように、岩手県への通年通行ができないことから、地域の経済活動は、県内の近隣地域に限定される状況は今後も変わらない。

しかし、県際に位置する地位的優位性を活かすため、栗駒国定公園等を核として岩手、宮城、山形と連携した周遊ルートの確立など、県境を越えた広域観光を推進するとともに、地域ブランド力を活かした観光情報を広く発信し、活気あふれる県南の観光・交流を創造する地域を目指す。

ウ 村の社会経済的発展の方向の概要

村の社会経済的発展の方向の概要については、豊かな自然や温泉、歴史・文化といった優れた資源による観光の滞在型及び交流を推進しつつ、成瀬ダムを活用した観光の振興、自然エネルギーの活用など新たな視点に目を向けた経済的な発展を目指す。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

ア 人口の推移

国勢調査による人口は、昭和 22 年の 6,220 人をピークに減少を続け、平成 27 年には 2,610 人と約 58.0% の減少となっている。

人口減少の要因については、人口が流出する「社会減」と死亡者数が出生者数を上回る「自然減」があるが、昭和の年代はほとんどの減少要因が社会減となっている。平成に入ってからは、社会減は年平均 20 人前後と大きな変化は見られないが若年者が占める割合が高く、自然減は年平均 50 人前後まで拡大し急速に少子高齢化が進行してきている。

近年は、成瀬ダム建設事業に伴う人口の流入により社会増となっているが、自然減が社会増を上回る状況となっており、成瀬ダム完成後の社会減を考慮すると深刻な人口減少が続くことは確実な状況にある。

また、若年人口(0～14 歳)は、昭和 35 年と比較し平成 27 年には 88.2% 減少し、生産年齢人口(15 歳～64 歳)も 57.6% 減少となった一方、高齢人口(65 歳以上)は約 3.5 倍に増加してきている。構成比で見ると、若年者比率(14 歳以下人口)は、21.2% (昭和 35 年) に対し、9.5% (平成 27 年) と減少し、高齢者比率(65 歳以上人口)は、4.8% (昭和 35 年) に対し、36.5% (平成 27 年) と増加している。

このように、人口減少に加え、少子高齢化の進行は、若年者比率の低下による年齢構成上の問題が深刻化してきている。

イ 人口の動向

今後も人口の減少傾向は続くものと想定され、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年には 1,719 人まで減少するものと見込まれている。

村独自の将来推計では、目指すべき将来人口を 2040 年に 1,865 人とし、人口減少幅を抑制するため、各種施策を実施している。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

| 区分 | 昭和35年 | 昭和50年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 5,799 | 人 4,132 | % △28.7 | 人 3,734 | % △9.6 | 人 3,180 | % △14.8 | 人 2,610 | % △17.9 |
| 0歳～14歳 | 2,239 | 930 | △58.5 | 665 | △28.5 | 374 | △43.8 | 265 | △29.1 |
| 15歳～64歳 | 3,283 | 2,749 | △16.3 | 2,305 | △16.2 | 1,783 | △22.6 | 1,393 | △21.9 |
| うち 15歳～29歳(a) | 1,228 | 722 | △41.2 | 480 | △33.5 | 446 | △7.1 | 249 | △44.2 |
| 65歳以上(b) | 277 | 453 | 63.5 | 764 | 68.7 | 1,023 | 33.9 | 952 | △6.9 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 21.2 | % 17.5 | — | % 12.9 | — | % 14.0 | — | % 9.5 | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 4.8 | % 11.0 | — | % 20.5 | — | % 32.2 | — | % 36.5 | — |

表1－1（2）人口の見通し（東成瀬村人口ビジョン）

| 年 | 2020年 | 2030年 | 2040年 | 2050年 | 2060年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 村将来推計 | 2,458人 | 2,127人 | 1,865人 | 1,623人 | 1,454人 |
| 社人研推計（※1） | 2,450人 | 2,060人 | 1,719人 | 1,388人 | 1,125人 |

※1 社人研：国立社会保障・人口問題研究所

（2）産業の推移と動向

ア 産業の推移

就業者人口は、2,742人（昭和35年）に対し、1,318人（平成27年）と5割を超える減少となっている。

産業別の比率は、昭和35年で第一次産業が77.6%、第二次産業が11.5%、第三次産業が10.9%に対し、平成27年では第一次産業が14.9%、第二次産業が33.5%、第三次産業が51.6%と第一次産業が大幅に減少し、第二・三次産業が大幅な増加となっている。

第一次産業については、農産物の輸入自由化や米価の低迷、労働条件や収入の不安定などから従事者の減少に歯止めがかからない状況となっている。

第二次産業については、国が高度成長期であった昭和40年代から平成の前半までは道路や水路等の生活基盤の整備が進み、就労しやすい環境が提供されたことから、急速に増加したが、現在ではその比率が減少傾向になっている。

第三次産業については、サービス業の増加に伴い、その比率は現在も上昇している。

イ 産業の動向

第一次産業の就業人口比率は、平成 2 年からは第二次産業に、平成 7 年からは第三次産業に逆転されるなど、就業者の急激な減少が目立っていた。平成 12 年以降には、減少率は鈍化しているものの依然として下降傾向となっている。

第二次産業の就業人口比率は、公共事業を中心に平成 7 年に 47.9%まで上昇したが、その後は景気低迷や公共事業の削減等により下降傾向にある。

第三次産業の就業人口比率は、サービス業の増加もあり、年々上昇を続け平成 17 年では 40%を超え、伸び率は鈍化してはいるものの上昇傾向にある。

表 1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 2,742 | 人 2,264 | % △17.4 | 人 1,919 | % △15.2 | 人 1,621 | % △15.5 | 人 1,318 | % △18.7 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 77.6 | % 61.4 | — | % 30.6 | — | % 17.4 | — | % 14.9 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 11.5 | % 20.1 | — | % 42.8 | — | % 39.1 | — | % 33.5 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 10.9 | % 18.5 | — | % 26.6 | — | % 43.5 | — | % 51.6 | — |

3 行財政の状況

（1）行政の現況と動向について

本村は、平成の大合併が行われた中、住民意向調査により単独立村することを選択し、令和元年 5 月には明治 22 年の村制施行から 130 周年を迎えた。

各種計画については、昭和 45 年度に「緊急法」、昭和 55 年度に「振興法」、平成 2 年度に「活性化法」、平成 12 年度に「自立促進法」、平成 22 年度に「自立促進法（改正）」による各計画を策定して、交通通信施設、農林業生産基盤、生活環境基盤、文教施設等の重点整備に加えてソフト事業も推進し、村の振興発展に寄与してきた。

広域行政については、湯沢雄勝広域市町村圏組合に属し、また、平成 7 年度からは雄物川流域地方拠点都市地域として、広域的な枠組みにも積極的に参加している。

本村の行政機構については、昭和 46 年度より課制を設置し、時代の変化と住民ニーズに応えながら、現在は、村長部局 8 課に加えて教育委員会部局、議会事務局等がある。

また、昭和 63 年度に湯沢雄勝広域市町村圏組合で建設した特別養護老人ホーム（幸寿苑）は、平成 18 年度から村が指定管理者として運営していたが、平成 27 年度からは民間の指定管理に移行し、同施設内ではショートステイ事業も実施している。

今後も、東成瀬村総合計画や東成瀬村まち・ひと・しごと創生総合戦略等の各種計画と整合を図りながら、行政ニーズの多様化に対応した住民サービスの向上を推進していく。

○一部事務組合及び協議会への加入状況について

湯沢雄勝広域市町村圏組合 1市1町1村（湯沢市、羽後町、東成瀬村）

共同処理事務：常備消防・救急業務、ごみ・し尿処理、火葬場、広域医療システムの整備、
養護老人ホーム、障害者支援施設（やまばと園）、家畜保冷施設、介護認定
審査会、介護保険事業の一部、障害支援区分審査会

○平成22年3月には湯沢市が中心市宣言を行い、湯沢雄勝広域圏エリアで「定住自立圏構想」に取り組んでおり、令和3年度からは新たな共生ビジョンにより推進していく。

(2) 財政の現況と動向について(表1－2 (1) 村の財政の状況参照)

本村の財政における歳入については、歳入総額に占める地方交付税と地方債の割合が高く、自主財源に乏しい状況が続いている。令和元年度決算では歳入総額の53.8%を一般財源が占めており、そのうち84%が地方交付税となっている。また地方債は、3億1,202万円で全体の8.6%であり、地方交付税と相まって行政運営上の貴重な財源となっている。

歳出については、義務的経費が34.0%、投資的経費が13.3%、その他が52.7%という構成となっており、平成22年度と比較すると義務的経費は4.6ポイント上昇し、投資的経費は17ポイントの減少となった。これは、これまでの過疎計画に基づいた建設事業がおおむね終了したことと、それらの建設費に充当した過疎債の償還が重なりつつあるためである。平成22年度、平成27年度を見てもわかるとおり、過疎対策事業は多額の過疎債を投じていったことから、公債費は今後高止まりで推移することが見込まれる。

財政主要指数は、上昇傾向にある。令和元年度決算では、公債費の増加に伴って経常収支比率が100%を超え、基金残高の減少や特別会計での地方債残高の増加に伴い、将来負担比率も37.2%という数値となった。特に経常収支比率は平成22年度から悪化し続けており、財政の硬直化が著しい状況にある。

本村の財政の現況と動向は、以上のとおり大変厳しいものとなっている。今後も人口減少に伴う村税の減少や元利償還金の財源としての財政調整基金取崩しなど予断を許さない状況が続くと予想されることから、事務事業の見直し、歳出予算の効率的な配分及び既存事業に充当できる財源の模索に努め、慢性的に財政力に乏しい現状を打破し、持続的発展につながる村づくりを進めていく必要がある。

表1－2（1）村の財政の状況

(単位：千円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和元年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 3,959,023 | 4,553,456 | 3,639,571 |
| 一般財源 | 1,772,818 | 1,961,857 | 1,958,385 |
| 国庫支出金 | 265,682 | 169,880 | 201,995 |
| 都道府県支出金 | 231,098 | 257,096 | 149,171 |
| 地方債 | 882,900 | 1,204,148 | 312,015 |
| うち過疎対策事業債 | 581,900 | 1,100,500 | 186,200 |
| その他 | 806,525 | 960,457 | 1,018,005 |
| 歳出総額 B | 3,822,667 | 4,357,289 | 3,583,443 |
| 義務的経費 | 1,122,978 | 1,081,698 | 1,217,133 |
| 投資的経費 | 1,158,573 | 1,444,606 | 477,690 |
| うち普通建設事業 | 1,158,573 | 1,430,311 | 473,603 |
| その他 | 1,541,116 | 1,830,985 | 1,888,620 |
| 過疎対策事業費 | 806,235 | 1,450,035 | 588,698 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 136,356 | 196,167 | 56,128 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 86,211 | 53,742 | 180 |
| 実質収支 C-D | 50,145 | 142,425 | 55,948 |
| 財政力指数 | 0.11 | 0.10 | 0.12 |
| 公債費負担比率 | 23.30% | 18.90% | 21.50% |
| 実質公債費比率 | 16.5% | 9.3% | 13.6% |
| 起債制限比率 | — | — | — |
| 経常収支比率 | 82.20% | 89.80% | 101.40% |
| 将来負担比率 | — | — | 37.2% |
| 地方債現在高 | 4,631,134 | 5,647,637 | 5,096,004 |

(3) 施設整備水準等の現況と動向について(表1－2（2）主要公共施設等の整備状況参照)

村道の整備状況は、令和元年度末で改良率は66.9%、舗装率は53.5%となっているが、生活道路に関してはほとんどが舗装済みの状況である。今後も、計画的かつ重点的に実施していくことが必要であるとともに、橋りょう関係の老朽化による耐震補強も計画的に実施していく。

農道については、各種補助事業等により、基盤整備と一体となった改良と舗装を進めてきている。

林道については、県事業等による整備を進めているが、一部改良舗装が必要な路線があるほか、森林の適正な管理や林業の生産性の向上を図るための整備が求められている。

水道施設については、簡易水道の普及率は99.0%となっている。統合簡易水道事業により平成20年度から老朽化した施設の統合や再編を実施しており、令和5年度に事業完了する見込みである。

下水処理施設については、合併処理浄化槽の普及率（水洗化率）は86.6%となっており、

今後も普及率の向上に努めるとともに、老朽化していく浄化槽の維持管理や長寿命化に向けた取り組みが必要である。

診療施設については、拠点となる国保診療所の充実が不可欠であり、住民の健康を守るために、今後とも計画的な医療機器などの更新や施設の整備が必要である。

表1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元 年度末 |
|------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 村道 | | | | | |
| 改良率 (%) | 31.1 | 60.5 | 63.6 | 65.8 | 66.9 |
| 舗装率 (%) | 12.8 | 30.5 | 46.2 | 50.6 | 53.5 |
| 農道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | — | 37,009 | 38,684 | 38,684 |
| 耕地 1ha 当たり農道延長 (m) | 34.3 | 56.4 | 58.5 | — | 65.7 |
| 林道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | 39,601 | 43,168 | 28,420 | 28,262 |
| 林野 1ha 当たり林道延長 (m) | 39.0 | 20.8 | 8.4 | — | 3.4 |
| 水道普及率 (%) | 80.7 | 91.8 | 99.5 | 99.0 | 99.0 |
| 水洗化率 (%) | 0.4 | 1.2 | 12.6 | 82.7 | 86.6 |
| 人口千人当たりの病院、診療所の病床数 (床) | 3 | — | 6 | 6 | 6 |

4 地域の持続的発展の基本方針

本村の過疎対策については、「秋田県過疎地域持続的発展方針」に基づき、これまでの過疎対策の成果と現在の課題等を踏まえつつ、「東成瀬村総合計画（基本構想）」及び「東成瀬村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を将来像として、過疎地域の持つ広大な自然や美しい景観などの自然環境や地域資源を活かし、持続可能な地域社会の形成及び地域活力の更なる向上の実現を目指す。

（1）豊かな自然を活用した特色ある産業づくり

農林業では、地域特性を活かした産地づくりを展開しながら、担い手の確保・育成を進めるとともに、ブランド化や高付加価値化の推進及び法人化による低コスト化・経営安定化を目指す。

過疎地域が持続発展していくためには、産業の強化や雇用の確保が必要であり、情報通信技術を活用した企業誘致や起業の促進に加え、再生可能エネルギー関連など新たな産業の創出を図っていくことが重要である。

観光産業では、周辺地域と連携を図り広域的な誘客や国内外をターゲットにした誘客を開しながら、成瀬ダムを活用したインフラツーリズムや体験型農業との組合せなど、新たな事業展開を目指す。

(2) 安全で安心して暮らしがやすい環境づくり

簡易水道や下水道、消防施設など生活を支える基盤となる施設については、継続して重点的に整備を進める。ごみ処理、し尿処理施設及び救急・消防施設については、広域的な体制を確保していく。

民間不動産会社のない本村において、移住者の増加を図るためにには、住環境の確保が最も重要であり、住宅整備に取り組んでいく。

(3) みんなで学び育む次代を担う人づくり

地域における児童生徒数は、人口減や少子化の進行等から更に減少することが予想されるが、小規模校のメリットを活かした良好な教育環境を確保していく。

また、生涯学習の必要性や意欲の高まり等に対応した社会教育施設の計画的な整備と広域的な利用を推進していく。

地域固有の文化や景観の維持等豊かな自然に対する郷土愛の構築は、人口の流出防止や他地域からの移住・定住、地域の活性化にもつながることから、地域財産の継承と保全を推進していく。

(4) 生きがいを持ち共に支え合う地域づくり

少子化については、結婚対策や出生数の増加に向けた支援、きめ細かな子育て支援や子育て環境の充実を図るとともに、地域全体での見守りや支援体制づくりを行っていく。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ニーズに応じたサービスの提供と質の向上、さらにはそれを支えるマンパワーの確保・育成を推進していく。

また、保健福祉サービスを必要としない「自立」した生活を営む高齢者も多く、介護予防サービス、生活支援サービスの提供や地区住民等による支え合い活動による安心で生きがいを持った生活ができる地域づくりに努めていく。

地域医療については、予防から診断、治療、リハビリなど一貫した医療サービスが受けられる体制づくりを推進するとともに、医療関係者との連携や情報通信技術を活用した遠隔診療の普及等を推進し、将来にわたり医療従事者の確保に努める。

(5) 人にやさしく住みよい基盤づくり

生活の基盤となる道路や橋りょう等については、補修を含めた整備を計画的に進める。

道路ネットワークや通年通行化などは地域が発展するための根幹であり、過疎地域の持続的発展のためには不可欠な要素であるため、関係機関に対し強力に要望していく。

情報通信基盤については、更なる高速・大容量化への対応や行政サービス・利便性の向上に向けた事業を推進していく。

移住者の増加は、移住による地域活性化や集落の維持、地域の新たな魅力の再発見など過疎地域における期待が大きく、地方への関心も高まっており、地域おこし協力隊の積極的な採用等を推進していく。

5 地域の持続的発展のための基本目標

「4 地域の持続的発展の基本方針」に基づき、本計画における基本目標を以下のとおりとする。

| 目標指標 | 基準値 | 目標値 (令和7年度) |
|--------------|----------------------|----------------|
| 全体人口（住民基本台帳） | 2,399人 (令和2年度末) | 2,281人 |
| 人口の自然増減 | △35.3人 (H30～R2平均) | △31.0人 |
| 実質公債費比率 | 13.6% (令和元年度末) | 9.1% |

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、毎年度、P D C A サイクルにより事業の成果を検証し、外部有識者を含めた有識者会議等により意見を伺い、次年度計画に活用する。

また、評価結果については、議会へ報告するとともに、住民に対してもホームページなどで周知する。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針として、公共施設等の現状と課題、各施設の更新費用等の試算結果を踏まえ、施設の定期的な点検や予防保全により長寿命化を図る。

また、施設の適正配置や管理運営の効率化など公共サービスの適正化や施設の複合化・多機能化によるトータルコストの縮減を図る。

今後、厳しさが増すと予想される財政状況に対応すべく、それぞれ施設の更新については「戦略的な施設経営」を目標として計画的・効率的な運営に努め、人口減少や少子高齢化など人口構造の変化に対応した住民サービスの維持・向上を図る。また、P P P ・ P F I などの公民連携の手法と民間の資金やノウハウを検討しつつ、人口減少や少子高齢化、防災への対応など社会経済情勢の変化に対応する住民サービスの在り方について検討を進めるとともに、将来更新費用の縮減等による財政負担の軽減と住民サービスの維持・向上に努める。

本計画における全ての公共施設等の整備については、東成瀬村公共施設等総合管理計画に適合している。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

若者の地元定着の促進、地域おこし協力隊の計画的な採用と任期満了後の定住支援、特定地域づくり事業協同組合等との緊密な連携による移住対策、移住希望者等のニーズを捉えた住環境の整備等を推進していく。

自然資源や歴史文化などの視点に立った広域的な連携や交流、同じ地域づくりの理念を持つ自治体・地域との交流により、新たな発想や体験、情報を得る機会となるほか、自らの地域を見つめ直す好機とする。

また、若者を中心とした地元雇用の促進や様々な技術・技能の取得を支援し、人材を育成する。

1 現況と問題点

(1) 移住・定住

移住・定住については、村内に民間が運営する賃貸住宅がなく、移住や定住を希望する方の住環境の確保が重要となっている。村ではこれまで、公営住宅法に基づく二階野村営住宅を18戸、若者定住促進住宅を10戸、空き家を利活用した住宅を6戸整備しているが、全て入居している状況であり、新たな住宅の整備等が課題となっている。

また、地域おこし協力隊については、令和2年度までに4名が退任し、うち2名が村内に定住している。現在は6名の隊員が活動を行っている状況で、隊員の募集については今後も計画的に実施していくものの、任期満了後に向けた仕事や住環境の定住支援対策が必要となっている。

(2) 地域間交流

村の観光・物産などの魅力を広く周知し、交流人口や関係人口の拡大を図るために、村に関心を持つ村外在住の方を「東成瀬村応援団」として登録し、交流促進に取り組んでいる。

また、本村は2009年にNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟しており、連合の目的である「生活の営みにより形成されてきた景観・環境や地域の伝統文化を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域の資源の保護と地域経済の発展」に賛同する自治体や地域との交流を行っている。

(3) 人材育成

少子高齢化や人口減少などの影響により、村内における多くの産業分野で後継者や担い手不足が深刻な状況となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響より、地元定着意識の高まりもあることから、地元人材の掘り起こしや若年者の確保、スキルアップやキャリアアップを目指す人材の育成が必要となっている。

2 その対策

(1) 移住・定住

移住・定住については、村の魅力や様々な情報発信を積極的に行い、村への関心を高め、移住・定住の促進につなげるとともに、空き家利活用も含めて定住促進のための住宅整備を推進する。

また、地域おこし協力隊については、多くの住民に触れ地域に積極的に関わることで、地元住民では気がつかない新たな魅力の発見や外部からの新しい発想による活性化など多くのことが期待される。今後も計画的に募集と採用を行っていくとともに、任期満了後の定住に向けた支援を図る。

(2) 地域間交流

「東成瀬村応援団」の更なる登録者数の増加を図り、応援団員からの具体的な提言事業を検討するなど村外在住者との関わりを深め、村の魅力を広くPRするとともに交流人口や関係人口の拡大に取り組む。

自然資源や歴史文化を核とした広域的な連携や交流、NPO法人「日本で最も美しい村」連合加盟団体との交流など、県や市町村の枠を越えた地域間の交流を促進する。

(3) 人材育成

地元雇用による人材の確保及び育成を図るため、地元就業者の新規雇用を支援する。

また、スキルアップやキャリアアップを目指す人材を育成するため、就業資格取得を支援する。

| 目標指標 | 基準値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|------------------------------|----------------|----------------|
| 地域おこし協力隊員の定住者数 (任期満了後) | 2人 | 6人 |
| 定住促進のための住宅確保 (新設、空き家活用含む) | 16戸 | 26戸 |

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|--|--|------|------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1)移住・定住 | 定住促進のための住宅整備事業 | 東成瀬村 | |
| | (2)地域間交流 | | | |
| | (3)人材育成 | | | |
| | (4)過疎地域持続的 発展特別事業 ・移住・定住 | <p>定住促進空き家活用事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>少子高齢化等に伴い、増加している空き家を改修し活用することで、定住者の住宅確保と危険空き家の未然防止につながる。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>村が空き家所有者と賃貸借契約を行い、村が空き家を改修して移住・定住者へ貸与し、定住促進を図る。</p> <p>③事業効果</p> <p>移住・定住の促進により、生産年齢人口の増加等につながることで人口減少の抑制や地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | |
| | | 民間賃貸住宅家賃補助事業 | | 東成瀬村 |
| | <p>①事業の必要性</p> <p>村内に移住や定住を希望する方への住環境が不足しており、民間事業者による賃貸住宅など住環境を確保する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>民間賃貸住宅の家賃の一部を補助し、移住定住の促進を図る。</p> | | | |

| | | | | |
|--|--------|---|------|-----|
| | | <p>③事業効果</p> <p>村外からの移住や若い世代等の定住を促進することにより、人口減少の抑制や地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | | |
| | ・地域間交流 | | | |
| | ・人材育成 | <p>就業資格取得支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>人口減少等により担い手不足が深刻な状況であり、中小企業等の活性化を図るため、人材育成を支援する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>就業資格の取得に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>③事業効果</p> <p>中小企業等の人材育成の促進により、優秀な人材の確保や企業の活性化につながることで中小企業等の事業継続が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 民間企業 | 補助金 |
| | ・その他 | | | |
| | ・基金積立 | | | |
| | (5)その他 | | | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、住宅として安全・安心であることを最優先とし、継続的に使用できるよう、修繕等を計画的かつ効率的に実施する。また、住宅需要の変化を見据えながら、適切な規模と配置となるよう見直しを行う。

第3 産業の振興

産業の振興については、大型農業用機械等による新たな農業経営の導入、企業誘致や起業・事業承継の促進、村内観光拠点施設の適正な維持管理や観光誘客等を推進することにより、雇用の創出や所得の向上につなげていく。

基幹産業である農業については、担い手となる後継者や新規就農者などの確保、農産物等の栽培技術の支援、法人化等による農地の集積や土地改良事業の推進、青果物への転換を含めた生産基盤の強化並びに大型農業用機械及びＩＣＴ機器等を活用した農作業の効率化、省人・省力化について推進する。

また、消費者ニーズや社会情勢等に対応する生産販売体制の構築を行うとともに、新たな地域特産物の開発及び農作物等の付加価値の創出を推進する。

鳥獣による被害の防止については、これまで目撃情報がなかったイノシシやニホンジカの目撃が相次いでおり、今後は農作物等への被害も想定されることから、生活圏に有害鳥獣を寄せ付けない対策の周知を図るとともに、捕獲体制を整える。

商工業については、生産性の向上、意欲的な起業や事業承継、地元雇用による人材の確保及び育成、情報通信産業などの成長分野の誘致推進、ワーケーション環境の整備促進を図る。

観光振興については、栗駒国定公園や建設中の成瀬ダムなどの地域資源を活かした観光振興、観光レクリエーションの拠点となる施設の計画的な整備や改修、県際観光や近隣自治体と連携した広域的な周遊観光による交流人口の増加を図る。

1 現況と問題点

(1) 基盤整備

ア 農業

稻作は、傾斜地の多い山間地帯のため、水田面積は少なく、1戸当たりの平均所有面積も零細であり、令和2年の10a当たりの平均収量も県平均の565kgを大きく下回る531kgと少ない状況である。水田経営、特に稻作については需要に応じた生産が強く求められる情勢であり、主食用米だけにこだわらず飼料用米や加工用米など安定した需要が期待できる用途限定米生産の取り組みを強化し、生産力の向上と所得の安定をゆるぎないものとすることが課題となっている。

村内では認定農業者や農業生産法人への利用権設定による大規模経営の体制が整い、またミニライスセンター(4か所)や米加工出荷施設といった施設も整備されるなど、乾燥調製・流通に必要な体制整備は一定の道筋がつけられた。

しかし、ミニライスセンターにおいてそれが現在処理している面積は建設時想定していた面積を上回っており、これ以上の集積を見込むことは難しくなっている。また、急傾斜地を抱える地域では基盤整備事業や土地改良事業が小規模なことから進められず、農地の集積が行いにくい状況となっている。

畜産は肉用牛の飼育が主体であるが、かつて主力品種であった黒毛和種について平成3年

度は繁殖素牛が 537 頭（94 農家）飼養されていたが、高齢化により離農する農業者が多く、令和 2 年度の飼養頭数は 38 頭、農家数は 9 戸（黒毛和種繁殖牛飼養農家のみ）まで減少している。

一方で、「赤ベゴの里」の再生をスローガンに掲げて整備した畜舎では、令和 2 年度で 292 頭（預託牛含む）飼育されている。今後は安定した生産並びに畜産業に関する 6 次産業化を更に推進することや、堆肥等の副産物のリサイクルを行うことにより、循環型農業の構築を図っていく必要がある。

野菜は、夏秋トマト・えだまめ・アスパラガス・平良カブが主力品種であるが、生産者の高齢化により個人経営による生産規模は年々縮小しており、産地化が達成されているとは言い難い状況であることから、今後はこれら担い手にふさわしい経営体による団地化等の集中的な経営体制を整え、産地化につなげていく必要がある。また、同時に担い手の確保についても必要である。

また、産地化を達成するためには、農産物そのものの出荷販売のみならず、加工体制による特産品生産、そしてこれらの流通体制の整備など 6 次産業化も必要な課題である。特に夏秋トマトについてはふるさと納税等でも非常に高い人気を博している。

葉たばこは比較的安定した収入が見込める作物であったが、後継者不足や生産者の高齢化、近年の健康志向による需要量の減少により、作付農家が 1 戸を残すのみとなった。村ではその代替作物として地域の冷涼な気候にあった花き（りんどう）に注目し、特に葉たばこ経営からの離農者を中心に生産の奨励と栽培技術の普及を推進した結果、平成 22 年度は 2 戸 30 a 程度であった生産規模も、令和 2 年度には 8 戸 138 a と村の主力振興作物の一つとなった。

現在の農家は、ほとんどが第二種兼業で休日を利用した形態が定着しており、個人の経営規模も小規模であることから、こういった農家は自力での設備投資や導入が年々困難になっている。また、後継者不足や就農者の高齢化の問題とあいまって急速に進んだ農地の集積・流動化は、結果的に認定農業者や農業生産法人の経営規模が急速に増大したため受け手が営農しやすい環境を構築するための施設や機械の整備が必要となっている。

さらに、稲作や青果物等の特産品開発を進めるための施設整備も必要となっている。

表 3-1 主要品目の生産額の推移 (単位：千円)

| 種別 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 米 | 113,057 | 146,680 | 135,048 | 131,142 | 170,074 | 145,801 |
| トマト | 27,197 | 34,611 | 26,706 | 37,172 | 28,373 | 34,107 |
| 肉用牛 | 61,226 | 134,557 | 111,591 | 121,140 | 100,116 | 71,333 |
| りんどう | 8,129 | 7,645 | 11,204 | 11,643 | 8,106 | 7,373 |
| 菌床しいたけ | 12,147 | 13,453 | 15,861 | 14,689 | 8,541 | 12,949 |

出典 東成瀬村農林課

イ 林業

本村の林野面積 16,388ha で、村総面積の 80%を占め、うち土地利用ベースで国有林が 8,118ha (49.5%) 、公有林が 1,155ha (7.1%) 、私有林 7,115ha (43.4%) となっている。急しゅんな地形により県内でも人工林率が低い地域で、ブナ・ナラ等のいわゆる雑木林が圧倒的に多い資源構成になっている。

昭和 30 年代から 40 年代にかけて積極的な植栽が行われたスギ造林地の伐採適齢期に差し掛かっているが、民有林、公有林共に適切な伐採が行われているとは言えない。これは国産木材の需要の低下による、木材価値の低下が大きな要因であると思われる。主伐や間伐といった伐採作業については作業道の存在が重要であるが本村の路網密度は低く、木材の搬出活動に支障を来している。また、低成本な搬出体制を整えるには、伐採・集積・搬出など複数の作業を同時に実行できる高性能林業機械を取り扱える複数の林業事業体を育成する必要がある。

また、林道網は一定の整備がなされているものの、3.6m以下の狭い幅員のものが中心で未舗装のものが多く、これが木材の大量搬出体制を整えるのに大きな支障になっている。

天然林は、薪炭林として住民の生活に密着した存在であったが、エネルギー需要の変化により放置されたままの状態が多く、施業を受けた林地が非常に少なくなっている。このように、以前から人手による施業を受けてきた人工天然林については、完全な原生状態では林地の成長が図られず、天然林改良等の施業が課題である。一方では、「ナラ枯れ」が大きな問題となっており、県事業を活用した、枯死する前のナラ林を守るための薬剤樹幹注入、枯死したナラ類の伐倒、村単独では広葉樹の伐採にかかる費用の補助を行ってきた。いずれも一定の効果は認められているものの、「ナラ枯れ」拡大の勢いには対応しきれていない現状である。

森林の保全については、地球温暖化対策が国あるいは世界的に急務な課題であることから、村の豊富な自然資源であるこの森林を中心とした利活用や施設整備などの対策が求められている。

(2) 地場産業の振興

地場産品については、地元加工グループが母体となって立ち上げた農事組合法人が積極的に加工品を開発し、県の種苗交換会などで毎年優秀な成績を収めている。

また、主に稲作経営を目的に設立された複数の農業生産法人については、協議会を立ち上げ共同で生産している主食用米の高価値・高価格化に取り組み、高い実績を上げている。主食用米以外においても酒造好適米等に取り組む動きもある。

一方で、「村内産」ブランドを目指すには現状では不足している農産物においては、6次産業化を推進するためにも引き続き安定した農産物（原材料）の生産から加工、販売までが一体となった体制の構築が必要である。

また、肉用牛については、牛そのものの出荷販売にとどまらず精肉の加工や流通にも踏み込み、更なる付加価値を求めてブランド化していくことが課題である。

(3) 企業誘致・起業の促進

平成 28 年経済センサス活動調査による村内の事業所は 119 社であり、そのうち従業員が 50 名を超える事業所が 1 社、30~49 名の事業所が 3 社のみで、5 人以下の小規模な事業所が 81 社と全体の 68.1% を占めている。

後継者不足や社会情勢の変化などにより事業所が減少傾向にあり、山村及び豪雪地帯などの地理的条件から新たな企業進出が期待できないのが現状である。

しかしながら、若者や移住・定住者の就労機会の確保に対する企業誘致や起業支援の要望は、依然として高い状況である。

(4) 商業

商業については、村内の大部分が家族経営による零細事業者となっている。高齢化等による規模縮小やニーズの多様化などにより、大型店舗のある近隣市等を利用する方が増加しており、本村の商店は経営が厳しい状況である。

また、高齢化や店舗の減少等による買物弱者が増加しているものの、村内事業所による移動販売や近隣市の大型店舗による買物バスの運行などが行われており、今後はこうした取り組みの継続や新たな販売システム等を構築することが課題となっている。

(5) 情報通信産業

本村には、現在、情報通信業を営む事業所はないものの、村内には情報通信の基盤となる光ファイバ網が既に整備されている。

(6) 観光又はレクリエーション

観光レクリエーション施設については、平成 3 年度から平成 10 年度に実施した大規模プロジェクト事業により、2 つの拠点「ジュネス栗駒スキー場地区」と「須川高原地区」が完成し、地域の重要な雇用の場及び地場産品の消費拡大の場として多大な効果を与えている。

しかし、平成 20 年「岩手宮城内陸地震」や平成 23 年「東日本大震災」は、施設の被害のみならず、道路災害等により入り込み客が激減し、現在も減少傾向が続いている。2 つの拠点はそれぞれ完成から 20 年以上が経過し、老朽化等による大規模改修が必要な時期を迎えており、いかに利用者の確保及び観光客の増加に努めるかが大きな課題となっている。

また、県際である立地性を活かした「広域的な観光」を推進するため、豊富な自然資源を活かした魅力の発信や新たな施設等の整備が必要である。

一方、令和 8 年度に完成予定の「成瀬ダム」については、新たな観光資源として位置づけ、成瀬ダムを核とした周辺整備や周遊観光など観光誘客に向けた新たなビジョンの作成が求められている。

公園については、コミュニケーションづくりの場の確保や世代間交流の場の提供が求められているとともに、森林の保存・再生や景観を活かした村づくりを進めるための自然公園が必要となっている。

表3－2 観光客の推移

(単位：人)

| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 162,938 | 129,884 | 123,261 | 123,338 | 125,754 | 126,643 | 119,126 | 117,880 | 111,612 |

出典 秋田県観光統計（観光地点等入り込み客数）

2 その対策

(1) 基盤整備

ア 農業

稲作は、適正品種の導入や農作業の効率化・省人化・省力化・集約化、機械施設の有効利用等を推進するとともに、酒造好適米などの需要に応じた品種の作付けやブランド米のさらなる高価値・高価格化を目指す。

さらに、新たな農業生産法人の設立や機械設備の整備・導入などについて支援する。

また、作付しないほ場については、引き続き特産作物や戦略作物の作付け拡大及び認定農業者や農業生産法人への集積を図るとともに、畜産農家と連携した水田放牧の実施やスギ等の苗木の生産など、他業種と連携した事業を推進する。

急傾斜地に位置する本村では、ほぼ全域が日本型直接支払交付金（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金）事業の対象となっており、集落的な農地や景観の保全に加え、新たな生産性向上対策を講じることで農業の持つ多面的機能の発揮を推進する。

地理的条件から、基盤整備が立ち遅れた水田であっても、小規模な整備を行うことで効果的な利用が可能な場所が多いことから、区画拡大や暗きょ排水の設置等ほ場条件の整備を推進する。

畜産は、引き続き優良な繁殖牛生産地帯としてのブランド化や牧場の有効活用を図りながら、経営の安定化を目指すとともに、「赤べご」の安定した生産と加工品の販売を目指す。

夏秋トマト、平良カブ、えだまめ、アスパラガス、イチゴなど村内産の戦略作物の生産規模拡大による定着を推進するため、認定農業者や農業生産法人が作付の取り組みに必要な機械や施設の整備を支援する。

花きは主力作物であるりんどうの生産規模拡大による産地定着と適期出荷による高値販売体制をゆるぎないものにするため、生産技術の普及を推進するとともに、生産に必要な資本の整備を支援する。

また、施設型の花き栽培など新たな品種への取り組みを支援する。

イ 林業

林業は、森林整備計画を基本として様々な事業を展開し、施業の推進を図る。公有林では、木材は価値があるうちに搬出し、好条件地には積極的に再造林を行う。特に新規に植栽した箇所について、適正な森林整備を行い、将来の木材としての価値を高める。

また、公有林のみならず民有林における施業環境を向上させるため、造林・主伐・間伐・

育成天然林改良等に必要な作業道の開設を進め、適期施業と間伐材の搬出の促進対策を講じるとともに、林業事業体が高性能林業機械を導入しやすい環境を整備するとともに、森林環境譲与税を活用した適正な管理を行う。

木材の大量搬出体制を可能にするため、国県補助事業を活用しながら林道の舗装改良を推進する。

ナラ枯れへの対処については、更新伐により森林機能の保全や景観の維持を図るとともに、現林分の世代交代を推進する。また、関係機関と連携を図りながら利活用を含め適正な対策を講じる。

さらに、村の貴重な水源である森林を整備することで、国土の保全や安定した水源の確保に加え、美しい風景の提供や森林資源としての生産力の向上にもつながり、将来にわたり安全で安心な森林資源の実現が期待できる。

(2) 地場産業の振興

生産加工施設は、村の農畜産物や林産物を生産から加工、販売までを一体的に行う事業展開を図るための施設の整備を推進する。

流通販売施設は、地場産品の消費拡大や雇用の創出、農家所得の向上、通年出荷・販売を目的とした施設の整備を推進する。

また、本村で生産される農産物や加工品等については、積極的にふるさと納税返礼品への活用を推進していく。

(3) 企業誘致・起業の促進

本村は、地理的条件などから企業誘致は厳しい環境にあるものの、雇用の場の拡大を図るために製造業等の企業誘致を推進するとともに、起業や事業承継、地元就業者の新規雇用について支援する。

また、地理的条件による影響が比較的少ない情報サービス業等、新たな分野の誘致も推進していく。

(4) 商業

商業は、郊外型の買物が定着しているものの、移動手段を持たない高齢者など買物弱者向けの移動販売や宅配サービスなど、消費者ニーズに対応したサービスの充実や販売システムの構築を推進していく。

また、成瀬ダム建設事業による村外からの来訪者が増加していることから、新たな特産品やブランドの創出を進めるとともに、産業間の連携や組織的な取り組みにより地域内での消費拡大につながる柔軟な仕組みづくりによる売上げの向上に努める。

(5) 情報通信産業

今後も成長が見込まれる産業であり、既設の光ファイバ網等を活用することで、地理的条件による不利や都市部との格差が比較的少ない情報サービス業等において、起業の促進やサ

テライトオフィスの誘致を推進していく。

(6) 観光又はレクリエーション

観光レクリエーション施設については、老朽化等による改修時期を迎えており、計画的に効率的な施設の改修を進めるとともに、大規模地震や新型コロナウイルス感染症の影響等による観光客の減少への対策を講じる。

アウトドア人気の高まりや余暇時間の増大を好機とし、栗駒国定公園を中心とした須川及び大森山麓地区における県際観光や広域的な周遊観光、建設中である成瀬ダムを活用したダムツーリズムなど、国や県、関係自治体・団体と協働かつ連携して取り組み、観光誘客の拡大を図るとともに、滞在型観光を促進し、旅館業の振興を図る。

また、周遊観光や観光情報を発信していくため、観光案内板を各所に設置するとともに、拠点となる観光情報センターを整備し、加盟しているNPO法人「日本で最も美しい村」連合の活動を通じて積極的にPRしていく。

公園については、住民のコミュニケーションづくりと子どもから高齢者まで世代間交流の場として整備を進める。また、成瀬ダム周辺については、水源地整備ビジョンと整合性を図りながら、森林の保存・再生や景観対策として自然公園やふれあい交流施設等を整備する。

(7) 他市町村との連携

産業振興対策においては、農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興など、全ての分野において周辺自治体との連携に努める。

| 目標指標 | 基準値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|-------------|---------------------|----------------|
| 新規就農者数 | 1人 | 5人 |
| 農業法人数 | 7法人 | 8法人 |
| 観光入り込み客数 | 111,612人 (令和元年度) | 117,193人 |
| 情報通信産業企業立地数 | 0社 | 1社 |

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---|--|---|------------|
| 2 産業の振興 | (1)基盤整備 ・農 業 ・林 業 | 農地基盤整備事業 使える森を作るための路網整備事業 林道整備事業（新設改良） 林道整備事業（新設、改良、舗装、橋りょう補修） 公有林整備事業 | 東成瀬村 雄勝広域森林組合 秋田県 東成瀬村 東成瀬村 | 補助金 負担金 |
| | (2)漁港施設 | | | |
| | (3)経営近代化施設 ・農 業 ・林 業 | 農産物生産基盤整備事業 樹木苗生産施設整備事業 | 東成瀬村 東成瀬村 | |
| | (4)地場産業の振興 ・生産施設 ・加工施設 ・流通販売施設 | 村特產品生産加工施設整備事業 村物産販売施設整備事業(観光情報センター併設) 園芸団地化推進事業 | 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 | |
| | (5)企業誘致 | レンタルオフィス整備事業 | 東成瀬村 | |
| | (6)起業の促進 | | | |
| | (7)商業 | | | |
| | (8)情報通信産業 | | | |
| | (9)観光又はレクリエーション | 村観光情報センター整備事業(物産販売施設併設) ジュネス栗駒スキー場圧雪車等整備事業(圧雪車、スノーモビル) 須川大森山麓周辺整備事業 ・ホテルプラン大規模改修(温泉・宿泊施設) | 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・栗駒山荘大規模改修（温泉・宿泊施設） ・ジユネス栗駒スキー場大規模改修（リフト、レストラン、スキーセンター等） ・ジユネス栗駒パークゴルフ場大規模改修 ・ジユネス栗駒パークゴルフ場大型管理機械整備（乗用芝刈機） ・須川園地整備事業 村観光情報板設置事業（1基） 公園（交流広場）整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・各地区、赤滝伝承広場 成瀬ダムふれあい交流施設整備事業 | 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 秋田県 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 | |
| | <p>(10)過疎地域持続的発展特別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次産業 <p>水稻経営持続的発展支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>水稻は村の農業の中核的な作物であり、生産調整の手法が変わった今、高品質な米を安定して生産することは最重要課題となっている。そのため、村内における水稻生産の体制再編と基盤を更に強化し、競争力の強化や農業振興の普及を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>大型農業用機械の購入に対する支援を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>高品質な米を安定して生産することで生産者の収入を増やし、事業、雇用の拡大や後継者の育成など地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 東成瀬村 補助金 | |

| | | | |
|------------|---|------|-----|
| | <p>農産物生産加工施設改修事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>農産物生産加工施設は、大規模経営化が進む本村の稲作経営の中核となる施設であるため、地場産業の振興を図るために施設を適正に維持管理していく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>維持補修計画を策定し、計画的に施設の維持・修繕を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>当該施設を適正に維持することで農業経営の安定化など地場産業の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | |
| ・商工業・6次産業化 | <p>新規雇用奨励金事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>人口減少が急激に進む中、地域の担い手となる人材の確保が課題であり、地域産業や企業等を下支えしつつ中期的な雇用対策を行う必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>村内に事業所を置く企業が、住民や移住者等を新規に雇用した場合に、雇用者1人につき奨励金を一定期間支給する。</p> <p>③事業効果</p> <p>若者等地域人材の定着や雇用環境の改善、地域産業や企業の下支えが図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 民間企業 | 補助金 |

| | | | |
|---------|---|------|-----|
| | <p>創業・事業承継支援事業</p> <p>①事業の必要性 地理的条件等から企業誘致が厳しい環境であるため、創業や事業承継等を促進し、地域産業と雇用の創出を行う必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 村内で創業及び事業承継等を行う事業所に対し、初期投資等への支援を行う。</p> <p>③事業効果 創業や事業承継等の促進により、産業や雇用の維持・創出が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 民間企業 | 補助金 |
| ・情報通信産業 | | | |
| ・観光 | <p>観光施設整備事業</p> <p>①事業の必要性 村内の観光拠点施設は、重要な雇用の場及び地場産品消費拡大の場であることから、地域の活性化を図るために、施設を維持していく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 維持補修計画を策定し、計画的に施設の維持・修繕を行う。</p> <p>③事業効果 当該施設を適正に維持・運営していくことで雇用の場の確保、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | |

| | | | | |
|--|---------|--|------|-----|
| | ・企業誘致 | <p>サテライトオフィス環境整備支援事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>テレワークの導入が進んでおり、企業誘致と地方移住を推進するため、サテライトオフィスの環境整備等に支援を行う必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>サテライトオフィスの環境整備等に要する経費に対する補助を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>企業の進出による雇用の創出と地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 民間企業 | 補助金 |
| | ・その他 | | | |
| | ・基金積立 | <p>観光施設大規模改修基金積立事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>村内の観光拠点施設は、重要な雇用の場及び地場産品消費拡大の場であることから、地域の活性化を図るために、東成瀬村公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に大規模改修を行っていく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>観光施設の大規模改修等に要する財源を基金として積み立てる。</p> <p>③事業効果</p> <p>当該施設の計画的な改修を行い、適正に維持・運営していくことで雇用の場の確保、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | |
| | (II)その他 | | | |

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|--------------------|----|
| 東成瀬村全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 | |

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2 その対策」及び「3 事業計画」のとおり

5 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、観光又はレクリエーション施設や産業施設の定期的な点検と維持管理を行いながら、改修等のタイミングを見極め、計画的大規模改修等を適切に実施する。新規施設については、中長期的な検討を十分に行い、費用対効果を考慮した上で、厳選して整備を行う。

第4 地域における情報化

情報通信基盤の整備については、地域の持続的発展に有効な方策であり、光ファイバ網による産業活動等を展開するとともに、携帯電話通信事業者の拡大や5Gの整備支援、難視聴対策に取り組む。

情報伝達の技術進歩に伴う情報システムを活用し住民への情報通信の円滑化を図る。

テレビ・ラジオ施設の整備については、老朽化による施設更新を行い難視聴地域の解消を図る。

1 現況と問題点

(1) 情報化の推進

高度情報化社会の発展による情報通信インフラの高速・大容量化、パソコンやスマートフォン等の普及率の向上により、情報通信技術は大きく進展し、社会経済活動や日常生活において必要不可欠な手段となり、個人や企業が場所や時間を問わず様々な状況で情報を得ることが可能となっている。

一方、人口減少や少子高齢化の進む本村において、情報通信技術の利活用だけでは広く情報を得ることが難しい高齢者がいることや、国の施策で進めている市町村業務のデジタル化による各行政システムにおいても、個人だけでなく中小企業等でも利用率の低迷している状況が続いているのが現状である。

(2) 電気通信施設等情報化のための施設

情報通信基盤の整備については、平成21年度に高度情報化の基盤となる光ファイバ網の整備を実施、携帯通話エリアの拡充については、居住地における不感地帯は解消され情報の受信や発信などの環境は整いつつある。

その一方、テレビ共同組合の施設の老朽化に対応していく必要がある。

(3) 防災対策における情報化

防災体制における情報化については、防災行政用無線の整備や各家庭への個別受信機の設置により整備体制は整えられている。

しかしながら、安全・安心な生活確保への強いニーズや、大雨や地震などの自然災害に鑑み、全ての住民に対してだけでなく、来村している観光客等への情報提供により避難などが可能となるような適切な情報の発信ための対策が必要である。

(4) 地上デジタル放送難視聴対策のための設備

地上デジタル放送難視聴対策用設備については、完全移行に向けて平成22年に実施しており、これによって村内全世帯において地上デジタル放送が視聴できる環境が整っている。

一方で、定期的なメンテナンスや不具合への対応、設備の老朽化へ対応する必要がある。

2 その対策

(1) 情報化の推進

単に日常生活における都市との情報格差の縮小を図るだけでなく、産業経済の活性化、福祉・医療サービスの向上、特産品の販売、観光情報などの行政サービスに係る各種手続の利便性向上に努める。

(2) 電気通信施設等情報化のための施設

情報通信基盤の整備については、基盤となる光ファイバ網や携帯基地局の整備がされているものの、情報通信インフラの高速・大容量化に対応できるよう設備の更新を図る。

また、地域のテレビ共同受信組合の施設老朽化による設備更新を推進する。

(3) 防災対策における情報化

非常時における住民及び観光客の避難を最優先とした対策活動を円滑・確実なものとするために、行政全般における有効で適切な情報の伝達収集体制の整備を行う。あわせて、行政サービスの向上を目指し、保健、福祉、教育等の情報発信基盤の整備を図る。

(4) 地上デジタル放送難視聴対策のための設備

地上デジタル放送難視聴対策用設備に用いられている機器については、耐用年数が10年とされていることから、計画的な設備更新を図っていく。

| 目標指標 | 基準値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) |
|----------|----------------|----------------|
| 光ファイバ接続数 | 538 件 | 564 件 |

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|--|------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設 ・通信用鉄塔施設 ・テレビ放送中 | | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|-----|
| | <p>継施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有線テレビジョン放送施設 ・告知放送施設 ・防災行政用無線施設 ・テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 ・ブロードバンド施設 ・その他の情報化のための施設 ・その他 | <p>テレビ共同受信組合施設整備事業 地上デジタル放送再送信設備機器大規模更新</p> <p>光ファイバ通信施設整備事業 公衆無線LAN設置事業</p> | <p>各地区テレビ共同受信組合 東成瀬村</p> <p>東成瀬村 東成瀬村</p> | 補助金 |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | ・情報化 | | | |
| | ・デジタル技術活用 | | | |
| | ・その他 | | | |
| | ・基金積立 | | | |
| | (3)その他 | | | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、電気通信施設の定期的な点検と維持管理を行いながら、住民サービスの維持・向上、社会情勢の変化に対応するための改修等を計画的に実施する。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

交通体系の整備については、産業や経済、生活など地域の発展の根幹となるもので、過疎地域の持続的発展のためには必要不可欠な基本的要素であることから、格差の解消や利便性の向上に努める。

また、国道342号及び397号、県道横手東成瀬線の通年通行化を目指すとともに、集落と集落を結ぶ村道（橋りょう含む）の整備の他、農道や林道との一体的な整備を推進する。

冬期間の安全・安心で快適な交通を確保するため、機動的な除排雪に必要となる除雪機械の配備を優先的に実施するとともに、防雪施設の整備を推進する。

生活交通の確保については、幹線となるバス路線の維持確保に加え、地域の実情に応じた交通ネットワークを構築する。

1 現況と問題点

交通体系については、村の大動脈と広域観光ルートにもなる国道342号（村内延長37.3km）は、平成16年度に全線改良舗装整備が、令和2年度までに手倉地区、川通地区の局部改良が完了しているが、部分的に狭く急勾配・急カーブ箇所もあり、早期の整備が望まれている。

また、国道397号（村内延長18.1km、実延長9.2km）は、平成16年度に下野尻橋橋りょう整備工事と岩井川バイパスの終点取付工事により完成している。

しかし、両国道とも積雪のため11月から冬期閉鎖道路となっており、国道342号は、平成13年度からゴールデンウイーク前の4月下旬に開通できるようになり地域経済への波及効果は大きくなっているが、国道397号は5月中旬に開通しているため、共に大きな課題である。

さらに、雪崩・落石の危険性により開通が遅れる県道仁郷大湯線も5月下旬に開通となるため、国道342号・国道398号と同時に開通することで、圏域交通量の増加による地域経済の波及効果が見込まれるが、一日も早い同路線の雪崩・落石対策の整備が望まれている。

加えて、主要地方道横手東成瀬線についても平成17年度で全線改良舗装が完了しているが、この道路も11月中旬から5月下旬まで冬期閉鎖となり、本村は完全な袋小路となることから、国道342号に有事が発生した場合、孤立することとなる。

このように、本村においては、国道・県道の通年通行が大きな課題となっている。

（1）村道

村道は、令和2年度末で131路線の総延長は123.9kmとなっており、路線の多くが国道に直結している。

また、改良率は66.8%（令和2年度末）と県（県道）平均の73.7%をやや下回っており、舗装率は53.7%（令和2年度末）と県（県道）平均の98.9%と比べて低い状況となっている。

これは、生活道路に関してはほとんど舗装済みであるが、山岳道路では未舗装箇所が多いという特徴が表れているからである。

一方、冬期間の交通安全を確保するため、地吹雪対策用の防雪柵設置は進んでいるが、流

雪溝や消融雪施設については整備が必要な路線が残っている。

道路の整備は、新規開設及び改良については用地の未計画路線を除き計画が完了しており、最近では局部改良等交通の安全のための改良に関する要望や、舗装の全面補修といった大規模な維持管理に関する要望が多くなってきている。

また、橋りょうの老朽化が進んでおり、令和2年度に行った橋りょう定期点検（2巡目）の結果、計画的な予防保全的補修を必要とする橋りょうが5橋あるなど、計画的な補修を行うとともに令和7年度には3巡目の点検を行い、橋りょうの健全度の把握とその結果に基づく予防保全的な補修を継続する必要がある。

（2）農道

農道は、農村基盤総合整備事業、中山間総合整備事業等により、基盤整備と一体となった改良と舗装を実施し、農業機械の大型化及び近代化に対応してきている。

しかし、地域によっては、基盤整備事業に着手できなかったケースもあり、整備・未整備農道が混在する状況となっている。

また、農産物の流通の効率化や収益性を向上させるための整備が求められている。

（3）林道

林道は、林業構造改善事業、県単及び県営林道開設事業により、延長としては十分な成果を上げているが、一部改良舗装による整備の必要な路線があるほか、森林の適正な管理や林業の生産性の向上を図るための整備が求められている。

（4）交通の確保

生活交通の確保については、自家用車の普及や少子化により路線バスの輸送人員が減少しており、年々運行回数も減少してきている。

しかし、路線バスの運行については、通学や高齢者の通院や買物の移動手段として重要な役割を担っていることから、公共交通の維持が課題となっている。

（5）道路整備機械等

除雪体制は、田子内と岩井川地区に拠点を置き、県管理国道及び県道については県委託業者が、また、村道については、直営及び業者への委託で実施している。また、除雪作業は時として道路管理者の区分にとらわれず一体的な体制を構築することで効率的に実施できる場合があることから、秋田県と村との覚書により県管理道路を村が実施する場合もある。

本格的な道路改良や各種村有施設の整備が一段落し、除雪延長はほぼ横ばいになってきたものの、高齢者世帯や一人暮らし等の住宅の玄関先に除雪で雪を置かないなど、きめ細かな除排雪が定着してきており、引き続き、豪雪時も想定した除排雪体制の強化と除雪機械の充実などが必要である。

2 その対策

交通体系については、国道342号の冬期通行止め解除をゴールデンウイーク前まで、国道397号の冬期通行止め早期解除の要望活動を推進するとともに、両国道の同時開通を目指した整備を強力に要望する。

また、県道横手東成瀬線については、西栗駒観光地から東北縦貫自動車道、東北横断自動車道へのアクセス道路として重要であり、利用度も高いことが予想されることから冬期通行可能道路として要望活動を促進する。

(1) 村道

村道については、改良舗装や老朽化した橋りょうの補修を含めた計画的な整備を推進するとともに、集落内の生活道路などでは、きめ細かな除排雪を考慮した整備を促進する。具体的には、菅生田バイパス線の改良、（仮称）倉渕土本支線の新設を実現させ、本村では計画最終年度の村道改良率については現状66.8%から67.0%に、舗装率は現状53.7%から54.5%にすることを目標とする。また、防雪柵や流雪溝、消融雪施設については、冬期交通の安全確保の観点から計画的に整備促進を図る。さらに、橋りょうについてはその安全を確保する観点から国庫補助事業も活用した道路メンテナンス事業（予防保全的補修）を計画的に実施し、計画最終年度における健全度について健全度III及びIVの橋りょうを現状5橋から1橋にまで減らすこととする。

(2) 農道

農道については、これまでの基盤整備と一体的かつ一般公共道との連携や農産物の流通の効率化等にも配慮した整備を計画的に推進する。

(3) 林道

林道については、森林整備計画による伐採・造林・保育等の適正な維持管理、林業の生産性向上及び林地残伐の集積など、多目的な活動に対処した整備を推進する。

(4) 交通の確保

生活交通の確保については、村内唯一の公共交通である路線バスの維持が課題であり、小中学生の通学バス利用に加え、高校生の通学や高齢者等の通院や買物での利用増加に努めるとともに、バス低床化や規格の縮小化による路線の維持及び定期利用者への支援対策を推進する。

また、村内においては、路線バス運行回数の減少や高齢化の進行により、自ら運転して通院することなどが困難な、いわゆる「交通弱者」の移動手段を確保することが必要となっており、患者輸送バスの運行を継続するとともに、新たな交通ネットワークの検討も進めいく。

(5) 道路整備機械等

除雪体制については、村内2か所の除雪ステーションを拠点として県との機能合体の活用等も含め、国道は県の委託業者が、村道は直営及び委託業者で実施しているが、住民においては最も重要な施策であることから、安全で安心な生活環境を提供するため、効率的かつ老人世帯や一人暮らし等の住宅の玄関先に雪を置かない除雪など、高齢化社会に対応したきめ細かい体制づくりを保持する。

このためには、除排雪体制の強化としてオペレータの人材確保や育成、さらには定期的な除雪機械の更新などを推進する。具体的には、期間中に更新年限を迎える村保有の除雪機械について、凍結防止剤散布車（3t級）1台、ドーザ（11t級）4台を更新し、現在行っている村道除雪延長 38.4km を現状維持し、除雪体制の困難を理由とする減少を引き起こさないことを目標とする。

| 目標指標 | 基準値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|---------------------------------|--------------------|----------------|
| 村道改良率 | 66.8% | 67.0% |
| 村道舗装率 | 53.7% | 54.5% |
| 橋梁定期点検（2巡目）の結果に基づく健全度III・IVの橋梁数 | 5橋 | 1橋 |
| 村道の除雪延長（直営・委託合計） | 38.4km | 38.4km |
| 生活路線バスの平均乗車密度（※1） | 2.5人 (H30～R2平均) | 2.3人 |

※1 平均乗車密度：起点から終点まで平均して常時バスに乗車している旅客数

（運送収入÷実車走行キロ÷平均賃率で算出）

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------|-----------------|--|------------------|----|
| 4 交通施設の整備 交通手段の確保 | (1)市町村道 ・道 路 | 宮田上林線改良事業 (通学路の拡幅改良) L=654m W=5.0m 椿2号線改良事業 (道路拡幅改良) L=50m W=4.0m | 東成瀬村 東成瀬村 | |

| | | | | |
|----------|--|---|------|--|
| | | 菅生田バイパス線改良事業 (道路拡幅改良) L=200m W=4.0m | 東成瀬村 | |
| | | 倉渢土本支線建設事業（仮称） (道路建設) L=200m W=4.0m | 東成瀬村 | |
| | | 岩井川旧国道線補修事業 (舗装補修) L=1480m W=5.5m | 東成瀬村 | |
| | | 菅生田線補修事業 (舗装補修) L=590m W=4.0m | 東成瀬村 | |
| | | 滝ノ沢平良線補修事業 (舗装補修) L=4700m W=6.5m | 東成瀬村 | |
| ・ 橋りょう | | のぞき橋メンテナンス事業 (橋りょう長寿命化改修) | 東成瀬村 | |
| | | 手倉橋メンテナンス事業 (橋りょう長寿命化改修) | 東成瀬村 | |
| | | 十二橋メンテナンス事業 (橋りょう長寿命化改修) | 東成瀬村 | |
| | | 村中橋メンテナンス事業 (橋りょう長寿命化改修) | 東成瀬村 | |
| | | 長倉沢橋メンテナンス事業 (橋りょう長寿命化改修) | 東成瀬村 | |
| ・ その他 | | 三又岩井川線外散水施設整備事業（消融雪施設整備） | 東成瀬村 | |
| (2)農道 | | | | |
| (3)林道 | | | | |
| (4)漁港関連道 | | | | |
| (5)鉄道施設等 | | | | |

| | | | |
|--|-------------------------------|---|-------------|
| | (6)自動車等 | | |
| | (7)渡船施設 | | |
| | (8)道路整備機械等 | 除雪機械購入事業(5台) (凍結防止剤散布車1台、ドーザ11t級4台) | 東成瀬村 |
| | (9)過疎地域持続的 発展特別事業 ・公共交通 | 生活バス路線等維持費補助事業 ①事業の必要性 過疎化により路線バス利用者が減少しており、交通弱者の移動手段を確保するため、バス利用の促進を図りバス路線等を維持していく必要がある。 ②具体的な事業内容 高校生通学用定期券購入費等路線バス利用者に対し、その費用の一部を補助する。 ③事業効果 生活バスの利用促進により、住民の日常的な交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 | 東成瀬村 補助金 |
| | ・交通施設維持 | | |
| | ・その他 | | |
| | ・基金積立 | | |
| | (10)その他 | | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、安全の確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつ道路・橋りょう全体の適正化を図る。また、道路・橋りょうの利用状況や老朽化状況を見据えながら、維持管理について計画的かつ効率的に実施する。

第6 生活環境の整備

水道施設は、安定性、安全性を保持しながら供給されなければならない。住民生活や社会活動を支える根幹施設として當時はもちろんのこと、災害時においても安定的に供給できる体制を整える。

し尿及び生活排水の処理については、環境衛生及び水環境の向上のため、市町村設置型の合併処理浄化槽設置事業を継続し、今後更に普及率の向上と公共用水域の水質汚濁防止に努める。

廃棄物の処理については、可燃ごみ、不燃ごみを収集運搬し、湯沢雄勝広域市町村圏組合施設で共同処理を行っている。また、資源ごみは収集運搬し、事業者へ販売を行っている。ごみ収集、処理体制の充実とともに、ごみ減量化やリサイクルの推進を図る。

また、依然としてポイ捨てや不法投棄が後を絶たないことから、関係機関と協力し、ポイ捨てや不法投棄防止を図る。

消防防災施設については、集落の機能が低下していることから、地域住民の生命や財産、安全の確保に努める。

住宅の確保については、若者や移住者等の住宅の需要があることから、本地域の特性等を踏まえながら、快適で住みやすい居住環境の整備を推進する。

1 現況と問題点

(1) 水道施設

水道施設については、平成20年度から統合簡易水道事業に着手し老朽化した施設の更新整備を進めており、未更新地域の大字岩井川地区と平良地区の更新を計画的に実施し、令和5年度の完成を目指している。水道事業については、平成24年度に東成瀬村簡易水道事業として一つの水道事業に経営統合しており、給水区域内の普及率は令和2年度末で99.0%となっている。

更新整備後の旧水道施設の利活用を含め、不要となる施設の解体撤去の検討を行う必要がある。

(2) 下水処理施設

下水道施設については、平成13年度から全世帯を対象に市町村設置型の合併処理浄化槽設置事業を実施している。

本村は水源地域であることから、特に河川などの水環境に配慮した整備を図るため、高度処理型の浄化槽を626基設置しており、令和2年度末の普及率は85.3%となっている。

設置開始から20年を経過することから、浄化槽の機能低下及び槽の破損などが懸念され、更新を含め長寿命化に向けた取り組みが必要である。

(3) 廃棄物処理施設

ゴミ処理施設については、湯沢雄勝広域市町村圏組合事業として、不燃物は湯沢市稻川町

の湯沢雄勝リサイクルセンターで、可燃物は湯沢雄勝クリーンセンターへ搬入して処理を行っている。

し尿処理施設についても広域事業として実施しているが、下水道事業の普及により汚泥量が増加傾向にあり、施設の拡充が必要となっている。

なお、資源ごみは収集運搬し湯沢市の業者へ販売し処分を行っているが、空きびんについては処分費が発生する。

快適な生活を維持していくため、ごみ収集、処理体制の充実とともに、生ゴミの堆肥化など住民意識の啓発によるごみの減量化やリサイクルの推進が必要である。

(4) 火葬場

火葬場は、湯沢雄勝広域市町村圏組合事業として湯沢市にあり、圏域住民が利用しているが、稼働から 35 年を経過しているため、施設の更新が必要となっている。

(5) 消防施設

昭和 47 年 11 月に、常備消防として湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署東成瀬分署を設置し、計画的に救急車両の購入や施設整備の拡充を実施している。

水利の確保においては、40 m³防火水槽を計画的に整備しているが、消火栓の再構築や整備については、水道工事と一体的な取り組みが望まれている。

非常備消防については、消防団として 3 分団 10 部を配備しているが、ポンプ・積載車の更新などが課題となっているとともに、団員の減少による機能の低下が懸念されている。また、常備消防の高規格救急自動車や消防ポンプ車等の計画的な更新が必要となっている。

(6) 公営住宅

現在、村には、公営住宅法に基づき整備した二階野村営住宅が 18 戸、若者の定住を促進するために整備した若者定住促進住宅が田子内地区に 6 戸、滝ノ沢地区に 4 戸の計 28 戸となっている。全ての住宅に入居している状況であり、村内には民間が運営する賃貸住宅がないため、移住・定住希望者の住宅の確保など新たな住宅の整備が望まれている。

(7) その他

国道沿線を中心としてペットボトルや空き缶などのポイ捨て、河川、空き地への不法投棄が後を絶たないことから、関係機関と協力し、ポイ捨てや不法投棄防止を図る必要がある。

また、空き家が増加傾向にあり、倒壊等を未然に防止するための対策が急務となっている。

2 その対策

(1) 水道施設

簡易水道事業については、平成 19 年度に東成瀬村全体の統合計画を策定し、平成 20 年度から統合簡易水道事業により、大字田子内地区の北部地区簡易水道（平成 24 年度完成）、大

字椿川の南部地区簡易水道（平成29年度完成）、大字岩井川の中部地区簡易水道（平成30年度着手）を順次整備していく。

また、安全で安定的な給水を行うとともに、水道施設の効率的な維持管理に努め、安定した水道事業の経営基盤の維持を図る。

（2）下水処理施設

下水道施設については、村民が快適な生活を営むための基盤として重要な施設であり、市町村設置型の合併処理浄化槽設置事業を継続して実施し普及率の向上に努める。

また、合併処理浄化槽を適正に管理するとともに効率的な維持管理に努め、安定した下水道事業の経営基盤の維持を図る。

（3）廃棄物処理施設

ごみ処理施設については、湯沢雄勝広域市町村圏組合による施設の整備を進めている。

なお、ごみ処理については、これまでと同様に湯沢雄勝広域市町村圏組合の施設で実施していく。

また、し尿処理施設についても湯沢雄勝広域市町村圏組合の処分場を利用し実施していくが、合併処理浄化槽等の普及により汚泥の処理量が増加しており、施設の改修が必要となっている。

ごみの減量化に向けては、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の啓発を行いさらなるごみの減量と分別意識の徹底を図るとともに、循環型社会の形成に向けた取り組みとして、一般家庭から出る生ごみを堆肥化する事業を更に推進する。

（4）火葬場

火葬場については、湯沢雄勝広域市町村圏組合の火葬場を利用しているが、施設の更新を年次計画で推進していく。

（5）消防施設

常備消防については、消防の広域化や高規格救急自動車・消防ポンプ車等の計画的な更新を行い、住民サービスの向上や広域的な体制の確保を推進する。

非常備消防については、初期消火及び水利の確保を優先することから、防火水槽・ポンプ付き積載車・消火栓等の計画的な整備や設置を推進する。

また、体制の強化を図るため、消防団員の確保や消防力向上のための消防訓練の充実等に努める。

（6）公営住宅

村営住宅については、新たなニーズや需要に対応した新規住宅等の整備を検討するとともに、若者の定住や移住者・Uターン者などに対応した地域の定住環境やニーズに沿った住宅対策を推進する。

(7) その他

環境美化対策として、全村クリーンアップ事業の実施と環境衛生監視員による不法投棄パトロールを実施し、ポイ捨てごみや不法投棄物の撤去を進める。

また、危険空き家の解体を推進し、景観及び地域住民の安全・安心な生活の確保に努める。

| 目標指標 | 基準値 | 目標値 (令和 7 年度) |
|------------|----------------------|------------------|
| 合併処理浄化槽普及率 | 85.3% (令和 2 年度) | 87.0% |
| 年間ごみ排出量 | 662 t (H29～R2 平均) | 632 t |

3 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-----------------------|--|------------------------------|-----|
| 5 生活環境の整備 | (1)水道施設 ・簡易水道 | 簡易水道再編推進事業 (岩井川地区、平良地区) | 東成瀬村 | |
| | (2)下水処理施設 ・その他 | 浄化槽市町村整備推進事業 (全域：50 基) | 東成瀬村 | |
| | (3)廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 | 貝沢ごみ処理施設解体事業 湯沢雄勝クリーンセンターホイルローダー更新 事業 | 湯沢雄勝広域 市町村圏組合 | 負担金 |
| | ・し尿処理施設 ・その他 | 清掃センター作業環境改善事業 | 湯沢雄勝広域 市町村圏組合 | 負担金 |
| | (4)火葬場 | 湯沢火葬場大規模改修事業 | 湯沢雄勝広域 市町村圏組合 | 負担金 |
| | (5)消防施設 | 防火水槽設置事業（1基） 消火栓設置事業（45基） 小型動力ポンプ付積載車整備事業（1台） 小型動力ポンプ整備事業（5台） | 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 | |

| | | | | |
|-----------------------------|---|------------------------------------|------------------------------|------------|
| | | 高規格救急自動車整備事業 災害対応特殊消防ポンプ自動車整備事業 | 湯沢雄勝広域市町村圏組合 湯沢雄勝広域市町村圏組合 | 負担金 負担金 |
| (6)公営住宅 | | | | |
| (7)過疎地域持続的 発展特別事業 ・生活 | | | | |
| ・環境 | | | | |
| ・危険施設撤去 | 危険空き家解体及び倒壊家屋撤去補助事業 ①事業の必要性 危険空き家の解体及び倒壊家屋の撤去を推進することにより、倒壊等や周辺の生活環境悪化を未然に防止するための適正管理をする必要がある。 ②具体的な事業内容 危険空き家の解体及び倒壊家屋撤去費用の一部を補助する。 ③事業効果 地域住民が安全に安心して生活できる環境の確保及び景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 | 東成瀬村 | 補助金 | |
| ・防災・防犯 | | | | |
| ・その他 | | | | |
| ・基金積立 | | | | |
| (8)その他 | | | | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、水道施設等については、定期的な点検と維持管理により、施設及び設備機器類等の長寿命化を図り、施設機能の保持を計画的に実施する。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て環境の確保については、共働き家庭をはじめ、すべての子育て家庭を支援するため、家庭の状況やニーズに応じた教育・保育等の提供を進め、子育て支援サービスや子育て支援ネットワークの充実を図る。

また、妊娠期から子育て期にわたる母子の健康保持と増進を図るとともに、子育ての不安や悩みに関する相談体制を強化し、母子保健分野と子育て支援分野が一体となり切れ目のない支援に努める。

次代を担う子どもたちが、心豊かに育つために、様々な体験や交流ができる環境の整備や子どもの居場所づくりを推進していく。また、支援が必要な子どもと子育て家庭への総合的な支援体制や自立支援施策を図る。

子どもを安心して産み育てるため、快適な住居空間や安全な地域環境の充実に努め、安全で快適に暮らせる村づくりを推進する。子育て家庭、保育所、児童館、小中学校、地域が連携して子どもの安全を守るための活動を推進する。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、急速に進む少子高齢化社会における保健及び福祉対策を地域ぐるみで支え合うことが重要である。

高齢者対策については、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、健康で生き生きと安心して生活でき、各種保健や福祉のサービスが受けられるような施設の整備や体制づくりを地域全体で構築していくことが必要である。

1 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保及び少子化対策

児童福祉施設については、共働き家庭の増加による保育年齢の低年齢化や子どもの数の減少に対応するため、平成22年度に「保育所」と「児童館」の複合施設を整備し、保育所は令和2年度から民営としている。

令和2年10月からは、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を提供することとしている。

また、少子化対策として「結婚対策」や「子育て支援」などに加え、ボランティア育成やサポート設置などきめ細かな体制づくりや子育てしやすい環境づくりが課題となっている。

加えて、不妊治療・不育治療費は長い期間を要した場合、高額な医療費となることから、その支援対策が必要となっている。

表7－1 保育所園児数

(単位：人)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| なるせ保育園 | 76 | 82 | 89 | 88 | 70 | 85 | 85 | 82 | 77 | 73 |

出典 東成瀬村民生課

(2) 高齢者福祉

高齢化率は、令和3年3月末現在 39.9%であり、今後も高齢化の更なる進行と、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想され、支援を必要とする高齢者は増加する見込みである。

介護サービス基盤の整備については、特別養護老人ホーム「幸寿苑」が昭和63年に開設され、本村の福祉施設の拠点として位置づけられている。入居定員は50人で、施設内には10床のショートステイも併設しており、現在は指定管理者制度を導入し民間で運営に当たっている。しかし、施設入居者の需要には十分対応できていない状況から、施設の増床や施設の改築が求められている。

一方、デイサービスセンターは、平成21年より地域交流センターとの複合施設として、15人定員で開設し、こちらも指定管理者制度を導入し民間で運営に当たっている。

これにより、虚弱高齢者の介助・家族介護の軽減を図っているが、今後も要介護者（寝たきり者等）を含めた多様化かつ重症化する利用者へのサービス提供をどのように推進していくかが課題となっている。

このほか、高齢者対策については、語らいの場となる「ふれあいいきいきサロン」を各地区で実施しているものの、地域ぐるみでの支え合いや介護予防対策の向上が求められているため、共同支援施設も必要となっている。

また、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯については、安否確認システムの構築や拡充が必要となっている。

(3) 高齢者等の保健及び福祉対策

保健施設については、平成4年に診療所・保健センターの複合施設を開設し、保健活動の拠点づくりに寄与しているが、高齢化社会を迎える在宅介護の充実や24時間体制などニーズに対応したサービスの提供や人材の確保・育成が求められている。

また、拠点施設である保健センターの老朽化等による大規模改修が必要となってきている。

2 その対策

(1) 子育て環境の確保及び少子化対策

保育所運営については、事業者と連携し、保護者のニーズに対応したきめ細かなサービス体制を推進する。

また、児童館については、放課後児童クラブの充実を図るために、利用者ニーズに対応した時間延長や管理体制の充実に努めるほか、貴重な地域のコミュニケーションの場となるよう地域住民との交流も促進する。

さらに、図書室機能や家庭教育機能など、地域の子育て環境については、子育て世代包括支援センターを中心としてサービスの充実を目指すとともに、少子化対策の一環として福祉医療費助成、学校給食費助成、高校生通学費補助等の実施により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りながら、子育てしやすい環境づくりを進める。

加えて、不妊治療及び不育症の治療費を助成し、出生数の増加を図っていく。

(2) 高齢者福祉

施設サービスについては、特別養護老人ホーム「幸寿苑」を拠点として、多様なニーズに応じたショートステイ事業を含め提供していくため、改修等の整備を推進する。

その際には、個室・ユニット化を進め、個人の尊厳とプライバシーに配慮した環境整備とする。

また、デイサービス事業については、利用者へ安定したサービスを提供し、地域との交流やボランティアの育成など人材確保にも努める。

高齢者施設については、サービスの質や量の確保に加え、利用希望者のニーズに応える体制づくりと在宅介護の推進を図るための対策を検討する。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加していることから、生活支援ハウス等の整備を進めていく。

一方、元気な高齢者対策については、地域ぐるみの支え合いを基本として、高齢者の持つ様々な技術や経験を活用した生きがい対策を進めるとともに、健康づくりや介護予防対策の充実を図る。

さらには、超高齢者社会に対応するため、安否確認システムの構築や拡充を進め、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを進める。

(3) 高齢者等の保健及び福祉対策

保健については、高齢者が元気に活躍できる環境づくりに寄与するとともに、一人一人が健康で生きがいを持ち、豊富な知識や経験が十分発揮できるような、また、地域の担い手となるような対策を推進する。

また、在宅の一人暮らし高齢者等についても、地域で安心して生活できるように、支え合いや見守り活動を充実させるとともに、新たなコミュニティづくりや情報通信網を活用した安否確認等の整備を推進する。

さらに、保健センターの大規模改修を進め、保健活動の拠点施設の整備を図る。

| 目標指標 | 基準値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|------------|--------------------|----------------|
| 出生数 | 11人 (H30～R2 平均) | 10人 |
| 放課後児童クラブ数 | 2箇所 | 2箇所 |
| 要介護・要支援認定率 | 19.3% | 19.3% |

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|---|--|------------------------------|-----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設 ・保育所 ・児童館 | | | |
| | (2)認定こども園 | | | |
| | (3)高齢者福祉施設 ・高齢者生活福祉センター ・老人ホーム ・老人福祉センター ・その他 | 高齢者生活支援施設整備事業 特別養護老人ホーム（幸寿苑）改修事業 生活支援ハウス整備事業 | 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 | |
| | (4)介護老人保健施設 | | | |
| | (5)障害者福祉施設 ・障害支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・その他 | やまばと園設備改修事業 | 湯沢雄勝広域市町村圏組合 | 負担金 |
| | (6)母子福祉施設 | | | |
| | (7)市町村保健センター及びこども家庭センター | 保健センター整備事業 保健センター改修事業 | 東成瀬村 東成瀬村 | |

| | | | | |
|--|--|--|------|--|
| | <p>(8)過疎地域持続的 発展特別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉 | <p>福祉医療費助成事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>少子化、人口減少が進行しており、少子化対策事業の充実により、安心して子育てできる環境づくりを推進する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>福祉医療費助成事業の対象範囲を拡大して、医療費を支給する。(所得制限なし、高校生等まで拡大)</p> <p>③事業効果</p> <p>助成事業の充実により、子育て世代の経済的負担等を軽減し、安心して子育てできる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>母子健康手帳、小児予防接種電子化事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>安心して子育てができる環境に向け、各種サービスを手軽に受けことができる体制を構築する必要がある。</p> <p>②具体的な内容</p> <p>母子健康手帳・予防接種予診票を電子化し、利便性の向上を実現する。</p> <p>③事業効果</p> <p>母子健康手帳・予防接種予診票の電子化により、安心して子育てができる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | |
|--|--|--|------|--|

| | | | | |
|--|------------------------|--|-------------|--|
| | <p>・高齢者・障害者 福祉</p> | <p>ふれあい安心電話システム推進 事業</p> <p>①事業の必要性</p> <p>在宅の一人暮らし高齢者が、孤立感 や不安感の解消などにより安心した在 宅生活が送れるようにする必要があ る。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>一人暮らし高齢者の安否確認・相談 を村が社会福祉協議会とともに行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>一人暮らし高齢者に対し、急病や災 害時にも対応できる地域支援シス テムが確立され、将来にわたり過疎地域 の持続的発展に資する。</p> | <p>東成瀬村</p> | |
|--|------------------------|--|-------------|--|

| | | | | |
|--|--------|--|------|-----|
| | ・健康づくり | 特定不妊治療・不育治療費補助事業 ①事業の必要性 不妊治療費は、長い期間高額な医療費となる例が多く、適切な医療を受けられる環境整備が必要である。 ②具体的な事業内容 不妊治療及び不育症の治療を受ける夫婦に対し、治療費の助成を行う。 ③事業効果 出生数の増加に結びつく少子化対策を図ることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 | 東成瀬村 | 補助金 |
| | ・その他 | 少子化対策事業（学校給食費助成） ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行しており、少子化対策事業の充実により、安心して子育てできる環境づくりを推進する必要がある。 ②具体的な事業内容 義務教育諸学校に在籍する児童生徒の給食費を全額助成する。 ③事業効果 助成事業の充実により、子育て世代の経済的負担等を軽減し、安心して子育てできる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 | 東成瀬村 | 補助金 |
| | ・基金積立 | | | |
| | (9)その他 | | | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、高齢者福祉施設及び保健センター等の定期的な点検と維持管理により、施設の長寿命化を図りながら、大規模改修についての適切な時期を見定め、計画的に実施する。

第8 医療の確保

県平均を上回る高齢化が進行し、高齢者医療の需要が増加する一方、十分な医療サービスを受けることができないことも想定されることから、広域的な医療体制を確立し、予防からリハビリまで一貫した体制づくりを目指す。

また、医学生の奨学資金制度の創設や情報通信網を活用した遠隔医療システムの構築、併せて、巡回診療の推進や検査等で他の病院へ搬送するサービスなどの診療体制の充実など様々な医療ネットワークの形成に努める。

現在、村内には医師、歯科医師、薬剤師が確保されているが、人口減少等により経営が行き詰まるなどして村内から撤退する可能性もあることから、補助金等の創設を検討し、村内の経営を維持してもらう必要がある。

医師の往診や定期的な患者輸送バスの運行は過疎地域にとっては不可欠であり、今後も継続していく必要がある。

湯沢雄勝広域圏の中核病院との連携も不可欠だが、近隣の横手市の中核病院とも連携を図り協力していく体制の整備が重要となってくる。

1 現況と問題点

(1) 診療施設

診療施設については、村内唯一の医療機関として国保診療所を開設している。

平成4年度には保健・福祉・医療の連携を図るため、保健センター・診療所の複合施設を建設し、村の健康づくりの拠点となっているが、建設から約30年が経過し、エアコンなどの設備の老朽化も見受けられる。

また、入院に対応した施設の開設は困難な状況にあるので、湯沢雄勝広域圏等の中核病院や横手市の中核病院との連携が不可欠になっている。

一方、本村は地理的に南北に細長く、へき地であることから公共交通の便が悪く、診療所から遠距離の患者が医療機関を利用するには不便があり、これを解消するための患者輸送車の運行及び大柳へき地診療所の開設は欠かせない機能となっている。

このため、医療の最前線基地として機能の充実、体制の強化及び適切な専門医療機関への紹介等が重要であるとともに、増加する高齢者の医療対策として、他の病院への搬送サービスなど、身近に受診できる医療ネットワークの形成が求められている。

(2) その他

医療機器等の充実においては、専門的な設備の整備が求められている。

2 その対策

(1) 診療施設

診療施設については、急速に進行している高齢化社会に対応するため、地域にあった対策を講ずることが必要であり、予防から診断、治療、リハビリなど一貫した医療サービスが受けられる体制づくりを推進する。

また、これらの体制づくりには、計画的な人材の育成や確保が不可欠であり、医学生に対する奨学資金貸付制度創設の検討や医師の派遣等確保に努める。

加えて、巡回診療や往診、他の病院へ搬送するサービスなどきめ細かな診療体制の整備、情報通信網を活用した遠隔医療システムの構築を検討する。

なお、住民が安心して医療機関を利用できるよう、地理的条件からも計画的な患者輸送車の整備と運行を推進する。

(2) その他

医療機器等の充実については、計画的な機器の新規購入や更新を行う。

また、歯科診療や薬局などとの連携を図りながら、地域医療ネットワークサービスの充実を目指す。

| 目標指標 | 基準値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|--------|----------------|----------------|
| 常勤医師の数 | 1人 | 1人 |

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--|---|----------------------|----|
| 7 医療の確保 | (1)診療施設 ・病院 ・診療所 ・患者輸送車 ・その他 | 村国保診療所医療機器整備事業 村国保診療所設備改修事業 患者輸送車購入事業 | 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 | |
| | (2)特定診療科に係る診療施設 ・病院 ・診療所 | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・巡回診療車 ・その他 | | |
| | (3)過疎地域持続的 発展特別事業 | | |
| | ・自治体病院 | | |
| | ・民間病院 | | |
| | ・その他 | | |
| | ・基金積立 | | |
| | (4)その他 | | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、診療施設の定期的な点検と維持管理により、施設の長寿命化を図りながら、老朽化による設備の改修等を計画的に行っていく。

第9 教育の振興

学校教育については、将来を生き抜く児童生徒が、「知・徳・体」をバランスよく身につけることができるよう、個に応じた指導を充実させるとともに、学校、家庭、地域社会が持つ教育力を統合・融合し、村民が一体となった教育を推進する。

また、社会教育については、地域住民のニーズに対応した生涯教育の推進と学習に取り組みやすい環境づくりに努めるとともに、スポーツを通して心身両面にわたり健康の維持増進を図り、明るく元気に生き生きした生活を送ることを目指し、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。

世代や地域を越えた結びつきを深め、一人一人が生きがいをもち輝き続ける地域づくりの教育を推進するため施設の整備や活用を図る。

1 現況と問題点

(1) 学校教育

学校教育については、これまで「共に学び合う教育」を掲げ、小中連携教育を軸にして学校、家庭、地域が連携しながら他から学ぶ教育を展開してきた。その結果、児童生徒は知徳体の全般にわたり成長してきている。小中学校とも学習内容の定着はおおむね良好であるが、今後、ＩＣＴスキルの習得や活用、さらには、自ら思考力や表現力などを獲得していく学習を通して更に確かな学力を獲得することが必要である。また、生活習慣や集団活動において、自己実現を図りながら全体が向上するためには、集団のきまりや他人を思いやる優しさなども一層深める必要がある。また、これらの実現の土台となる教職員研修や郷土を大事にする体験活動を充実させることなどが求められる。

学校施設については、老朽化した施設・設備を計画的に整備し教育環境の充実を図る必要がある。

表9－1 小中学校の状況（令和3年4月現在）

| 校名 内容 | 児童生徒数 | 学級数 | | 保有面積 | | プール の有無 | 給食施設 |
|----------|-------|-----|----|---------------------|---------------------|------------|--------------|
| | | 単式 | 複式 | 校舎 | 屋体 | | |
| 東成瀬小学校 | 78人 | 8 | 0 | 2,254m ² | 1,109m ² | 有 | 1箇所 (村直営) |
| 東成瀬中学校 | 51人 | 4 | 0 | 3,251m ² | 2,027m ² | 有 | |
| 合計 | 129人 | 12 | 0 | 5,505m ² | 3,136m ² | | |

出典 東成瀬村教育委員会

表9－2 小中学校の児童生徒数の推移

(単位:人)

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 児童数 | 143 | 136 | 121 | 114 | 125 | 98 | 101 | 97 | 93 | 96 |
| 生徒数 | 73 | 76 | 82 | 67 | 67 | 75 | 70 | 68 | 45 | 43 |

出典 東成瀬村教育委員会

(2) 社会教育

社会教育については、村民に対するアンケート結果から、ふれあいや教養を高め、心を豊かにしたいなどの理由から村の施設や地区集会所などでの健康作り・体力作り、歴史や自然などの学習に多くの方が取り組んでいることが分かる。その結果、趣味や余暇の生活を高めることができた、視野が広がった、地域への関心が高まったなどの感想があった。今後については、健康面やパソコンなどの知識技能、環境問題や自然保护の学習などの希望もあり、従来の取り組みも踏まえながら学習内容や場所、機会などに工夫改善をこらして一層、村民の生きがい作りになるように取り組むことが重要である。

生涯学習においては、これまで、既存施設の充実と有効活用に努めるとともに、広報誌などを活用した学習情報の提供に努めてきた。また、学習へ取り組むきっかけづくりとしての体験学習を文化面とスポーツ面で開設するとともに、その成果の発表の場も確保してきた。その結果、開設した教室は年々数も増え種類も多岐にわたるようになった。これに伴い村民の新たな学習への意欲の向上が見られ、人と人とのネットワークの広がりが見られるようになった。今後、村民の自主的、意欲的な学習が一層充実するように生涯学習支援における人材育成や誰もが気軽に取り組める学習機会の確保などに努める必要がある。

各地域の集会施設については、生きがいセンターとして住民の憩いの場や小規模サークル活動等の中心的な役割を担っている。

しかし、各地域とも人口減少により維持管理（老朽化含む）が厳しい状況であることから、集会施設の改修や支援体制づくりとともに、新たな活性化対策が求められている。

(3) スポーツ振興

スポーツ振興については、毎年「村民スポーツ祭」等を実施し、地域ぐるみの活動を推進してきたことから、村民の健康・体力づくりに対する関心は高まってきているが、アンケート結果を見ると、年間を通してスポーツを行っている人の割合は必ずしも高くはない。理由としては時間がない、共に行う人がいないなどが挙がっている。

総合型地域スポーツクラブをはじめスポーツ協会や各種のスポーツ団体の育成や指導者の養成を図り、村民が安心して気軽にスポーツを楽しめる機会や参加しやすい体制を工夫するとともに、村民のライフスタイルにあった施設運営や設備の整備が求められている。

年間を通じて利用できる村民体育館のほか、屋外施設となる野球場や多目的グラウンドの利用促進が課題となっている。

村のスポーツの特徴であるスキー場やパークゴルフ場については、子どもから高齢者まで

幅広い年代に親しまれており、各種大会等を通じて地域内外との交流も行われるなど、今後もこれらの施設を適切に維持管理することが必要である。

(4) その他

教育に必要とされる経費は、依然として多額で、高等学校以上の学生等がいる家庭の負担が大きいため、村独自の奨学資金貸付制度が不可欠となっている。

また、大学等においては、学部等で負担状況が変わるため、柔軟な制度の運用が求められている。

表9－3 奨学資金貸付者数及び貸付金額の状況

(単位：人、千円)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 貸付者数 | 52 | 47 | 39 | 47 | 41 | 49 | 52 | 52 | 58 | 56 |
| 貸付金額 | 23,880 | 19,080 | 22,140 | 23,640 | 17,760 | 22,780 | 25,800 | 25,800 | 29,040 | 28,560 |

出典 東成瀬村教育委員会

2 その対策

(1) 学校教育

村の学校教育については、小中連携に加え保小連携教育の充実を図るとともに、学力のレベルアップを目指した地域学習教室の開設など、きめ細かい対策を推進する。

また、学校、家庭、地域が連携し地域全体で児童生徒を育成する体制を整え、ふるさと教育や情報教育、体験交流などを通じて、郷土の良さや地域を愛する心を育み、一人一人が個性や能力を伸ばせるような対策を講じる。

情報教育の推進については、ＩＣＴ機器の効果的な活用を図り、情報処理能力や課題を解決する態度を育成する。

国際理解、英語教育の充実については、ＡＬＴを配置して国際理解や英語によるコミュニケーション能力等の育成を図る。

校舎等の施設については、時代に対応した改修を推進するとともに、安心安全に対応した施設の整備に努める。

(2) 社会教育

多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供については、趣味や教養を高める講座とともに、現代的課題に対応した専門的な学習機会も提供する。

各団体サークルの育成・活性化支援については、成人や高齢者、女性の団体等の活動支援や加入促進、指導者育成・支援を行う。

生涯学習推進体制の充実については、奨励員会議など関係会議の活性化を図るとともに、地域社会などとの連携を深める。

学習情報の提供については、広報紙等による学習情報やきっかけづくりの体験学習の成果などを発表する。

活動拠点の整備及び有効活用については、文化活動やスポーツ活動を行う活動拠点施設や公共施設等の有効活用を図る。

各地域の集会施設については、生きがいセンターとして指定し、住民のふれあいの場及び活動拠点となるように支援するとともに、計画的な施設改修等の整備を推進する。

(3) スポーツ振興

スポーツ施設については、住民のライフスタイルにあった施設整備、少人数で軽スポーツに取り組みやすい環境及び設備の配置、スポーツニーズに対応した用具等を充実させる。

また、核となる総合型地域スポーツクラブを窓口に各種イベントを実施し、気軽に参加できる「村民スポーツ祭」等の拡充を図るとともに、団体や指導者の育成・確保を推進する。

生涯スポーツについては、地域の特徴であるスキーやパークゴルフの更なる普及を図るとともに、誰でも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進する。

(4) その他

奨学資金制度については、地域主権時代やふるさと志向・回帰、高度情報化基盤の整備により、若者に魅力ある地域づくりが進められつつあり、人材の育成や確保のための制度の継続と弾力的な運用を推進する。

| 目標指標 | 基準値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|------------|----------------|----------------|
| 生涯学習教室受講者数 | 357人 | 375人 |
| スポーツ祭参加者数 | 353人 | 371人 |

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---|--|--------------------------|----|
| 8 教育の振興 | (1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 | 小学校暖房等設備改修事業 中学校暖房等設備改修事業 中学校屋内運動場改修事業 | 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 | |

| | | | | |
|--|--|---|---|-----|
| | 水泳プール 寄宿舎 教職員住宅 スクールバス ・ポート 給食施設 その他 | 小学校プール改修事業 中学校プール解体事業 スクールバス購入事業 (マイクロバス2台) 中学校前庭改修事業 | 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 東成瀬村 | |
| | (2)幼稚園 | | | |
| | (3)集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他 | 地区集会所整備事業 地域交流センターゆるるん大規模改修事業 野球場改修事業 | 各地区 東成瀬村 東成瀬村 | 補助金 |
| | (4)過疎地域持続的 発展特別事業 幼児教育 | | | |
| | 義務教育 | | | |
| | 高等学校 | | | |
| | 生涯学習・スポーツ | | | |
| | その他 | | | |
| | 基金積立 | | | |
| | (5)その他 | | | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、小学校・中学校の施設の維持を図るとともに、更新時期の分散化を図る。また、集会施設も経年劣化による改修の発生が見込まれているため、点検による施設の維持・補修に努めながら、施設の長寿命化について計画的にかつ効率的に実施する。

第10 集落の整備

単に居住地ということではなく、農地や森林等を保全する機能も果たしており、今後も高齢化集落が増加しているものの、維持していくことが重要と考える。

そのためには、本村への移住・定住者への支援の他、集落支援員の設置や他地域からの地域おこし協力隊等の導入も推進する。

一方では、地域住民の主体的かつ自発的な対策を推進し、地域の持続的発展につながる仕組みづくりを目指す。

1 現況と問題点

本村の道路や情報通信網、下水などは、一定の整備が終了されているものの、買物や公共交通、医療などの日常生活が未だ不便な面に加えて、就労機会の不足や賃金格差等もあり、若者を中心に村外での生活を求める者も多い。

このような現状の中で、村の行政区数は14、辺地数は5地区(入道、手倉、五里台、大柳、菅ノ台)で、ここ数十年変化がないものの、集落の人口減少や高齢化は、消防防災面や農地保全面など機能の低下が大きな課題になってきている。

このため、移住希望者や村外へ転出する若者等への定住対策として、年々増加傾向にある空き家を含め、住宅の整備等積極的な定住促進策を展開する必要がある。

表10-1 行政区別人口数の推移(各年4月1日現在) (単位:人)

| 行政区 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 滝ノ沢 | 262 | 257 | 252 | 251 | 247 | 247 | 251 | 243 | 243 | 237 |
| 下田 | 166 | 170 | 171 | 167 | 160 | 156 | 153 | 150 | 149 | 147 |
| 田子内 | 496 | 492 | 490 | 483 | 458 | 459 | 462 | 455 | 454 | 430 |
| 平良 | 267 | 256 | 262 | 258 | 261 | 254 | 254 | 255 | 256 | 249 |
| 着沢・蛭川 | 179 | 175 | 178 | 178 | 175 | 172 | 172 | 168 | 163 | 160 |
| 岩井川 | 587 | 568 | 567 | 554 | 544 | 533 | 527 | 527 | 508 | 488 |
| 入道 | 186 | 179 | 172 | 177 | 171 | 172 | 172 | 174 | 166 | 164 |
| 手倉 | 208 | 202 | 196 | 190 | 190 | 180 | 173 | 172 | 166 | 163 |
| 椿台 | 208 | 206 | 203 | 200 | 199 | 192 | 186 | 187 | 195 | 238 |
| 五里台 | 75 | 71 | 68 | 63 | 64 | 64 | 64 | 57 | 49 | 48 |
| 谷地～大柳 | 135 | 132 | 131 | 134 | 133 | 126 | 126 | 116 | 117 | 111 |
| 草～菅ノ台 | 40 | 37 | 35 | 36 | 35 | 35 | 33 | 32 | 32 | 27 |
| 桧山台 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 2,811 | 2,747 | 2,726 | 2,691 | 2,637 | 2,590 | 2,573 | 2,536 | 2,498 | 2,462 |
| 幸寿苑 | 48 | 47 | 49 | 49 | 49 | 50 | 50 | 50 | 50 | 49 |

出典 東成瀬村民事課

2 その対策

人口減少が続く本村においては、集落としての機能低下による防災対応等の課題も予想されるが、地域住民の根強い定着感情もあり、集落の整備については、地域住民の意向を基本として実施する。

その中で、空き家等を活用したU・I・Jターン者の受入れや集落支援員、地域おこし協力隊の導入などを推進するとともに、隣接する集落との協力・連携しながら、集落に適合した施設設備の整備や、景観対策などに地域自らが取り組み、地域活性化に資する体制づくりを推進する。

また、空き家を含めて定住促進のための住宅整備等を行い、若者等の定住対策を推進する。

| 目標指標 | 基準値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|---------|----------------|----------------|
| 地域運営組織数 | 14 地区 | 14 地区 |

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------------------|---|------|-----|
| 9 集落の整備 | (1)過疎地域集落再編整備 | | | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 ・集落整備 | <p>地域創生推進事業</p> <p>①事業の必要性 少子高齢化や人口減少により、集落の維持及び活性化が大きな課題となっている。</p> <p>②具体的な事業内容 集落が行う耕作放棄地などの景観対策や道水路の維持管理、特産品づくりや伝統行事の保存等地域の特色づくり、その他集会所の整備など地域の自立促進に要する経費に対し補助する。</p> <p>③事業効果 住民自らによる地域課題の解決、地域活力の向上により、集落の維持及び活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 各地区 | 補助金 |
| | ・基金積立 | | | |
| | (3)その他 | | | |

第11 地域文化の振興等

村においては、「豊かな情操を育み地域文化の振興と文化財の保護及び活用」を基本方針に、芸術文化活動及び文化財保護に努めている。

村に残された貴重な史跡や伝統文化、芸能などは村民に「心のふるさと」を提供するものであることから、指導者・後継者の育成・支援を行うとともに保存や記録に努める。

1 現況と問題点

村では東成瀬村芸術文化協会を中心に、地域交流センターを活用したイベントを開催するなど組織的な活動に取り組んでいる。村の芸術水準の向上を図るために、専門的な技術の習得や村外の芸術家との交流も必要なことから、団体の育成や指導者の養成が求められている。

また、文化財保護活動については、郷土文化伝承施設「ふる里館」の定期的な企画展により地域文化の伝承活動に加え、遺跡の発掘調査や自然をテーマとした地域間交流を積極的に実施しているが、単に施設の利活用のみならず観光や地域資源の再生など村の活性化との連携が求められている。

さらに、村民及び村を訪れる方々へ周知するため、案内看板を設置するなどの対策を講じる他、将来にわたり保存・伝承していくため、施設の改修も求められている。

表11-1 ふる里館入館者数の推移

(単位：人)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------|-----|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 入館者数 | 977 | 1,062 | 878 | 950 | 1,224 | 1,355 | 1,413 | 1,243 | 1,513 | 785 |

出典 東成瀬村教育委員会

2 その対策

地域住民の芸術文化の振興については、東成瀬村芸術文化協会を核として各種イベントを実施し、地域住民が芸術文化に触れる機会を創出するとともに、団体相互の連携や研修、親睦を図り指導者の育成を推進する。

一方、文化財関連については、風土醸成や各種郷土文化の伝習、歴史民族資料の保存、並びにイベント開催により、文化財に関する理解を深め郷土愛を育みながら地域文化の普及を推進する。

また、遺跡調査（縄文ロマン事業）については、これまでの出土品を整理・展示し、体験活動などを通して地域の活性化を図っていく。

加えて、ふる里館の改修等の対策を講じていく。

| 目標指標 | 基準値 (令和2年度) | 目標値 (令和7年度) |
|-----------------|----------------|----------------|
| 東成瀬村芸術文化協会構成団体数 | 19 団体 | 20 団体 |

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------------------------|----------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他 | ふる里館改修事業 | 東成瀬村 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 | | | |
| | 基金積立 | | | |
| | (3)その他 | | | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、ふる里館の定期的な点検・補修による維持管理を計画的かつ効率的に実施する。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

本村は自然環境に恵まれており、自然資源が豊富に存在していることから、温室効果ガスの排出量が少ない再生可能エネルギーの導入を推進していく。

また、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す取り組みを検討していく。

1 現況と問題点

地球温暖化の進行に伴い、その要因とされる温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となっており、国においても、二酸化炭素排出量を 2050 年までに実質ゼロにする方針を表明している。

本村における再生可能エネルギーの導入は、太陽光発電設備が地域交流センター等公共施設 3箇所への設置と僅かであり、太陽光については冬期間の雪の影響もあり、導入が進んでいない。現在、建設中の成瀬ダムにおいては、水力発電設備が導入される計画であり、自然豊かな本村においては、更なる自然資源の活用が求められている。

2 その対策

再生可能エネルギーの導入については、水力や地熱などの活用が期待され、民間事業者による調査や検討が進められている。民間事業者による導入を支援するとともに、村としても様々な可能性を検討し、その導入を推進していく。

また、世界的な課題となっている温室効果ガスの排出削減については、再生可能エネルギーの導入促進、公共施設等村内における消費電力の削減、森林の保全や植樹など、二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取り組みを推進していく。

| 目標指標 | 基準値 (令和 2 年度) | 目標値 (令和 7 年度) |
|---------------------|------------------|------------------|
| 新たな再生可能エネルギー利用施設の導入 | 0 箇所 | 1 箇所 |
| 公用車への電気自動車の導入台数 | 1 台 | 5 台 |

3 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|------------------|-------------------------------|--------------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1)再生可能エネルギー利用施設 | 村小水力発電施設整備事業 森林バイオマス施設整備事業 | 東成瀬村 東成瀬村 | |

| | | | | |
|--|--|---------------|------|--|
| | (2)過疎地域持続的 発展特別事業 ・再生可能エネル ギー利用 | | | |
| | ・基金積立 | | | |
| | (3)その他 | 電気自動車購入事業（4台） | 東成瀬村 | |

4 公共施設等総合管理計画との整合

東成瀬村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、中長期的な検討を十分に行い、費用対効果を考慮した上で整備を実施する。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

自然環境の保全及び再生については、本村の豊かな自然を守り、美しい景観や地域資源を継承していくため、自然環境の保全や森林生態系の再生及び創出を推進する。

1 現況と問題点

本村では、これまでも自然景観や地域資源の保護、ごみの減量化などに取り組んでいる。

地域住民や小中学校等による美化活動も継続的に行われており、地域単位でのクリーンアップや花の植栽（花壇づくり）活動、小中学校では国道沿いへのキバナコスモスの植栽活動を実施している。

また、森林の保全及び再生については、地球温暖化防止対策が世界的に急務な課題となっている中、自然豊かな本村における森林の維持・保全は重要な役割を担っており、令和8年度完成予定の成瀬ダム建設工事において失われた自然を再生及び新たに創出していくことが求められている。

2 その対策

自然景観や地域資源の保護、ごみの減量化、美化活動などの実施により、今後も継続的に自然環境の保全に努めていく。また、地域住民によるこうした活動についても、継続的に実施していくよう支援を行っていく。

貴重な森林資源を適正に管理することで、美しい風景の提供や森林資源としての生産力の向上にもつながる。また、成瀬ダム建設事業用地として利用した跡地については、植林等による自然環境の再生を行っていくとともに、森林公园としての機能を持たせた利活用を推進していく。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|----------------|----------------|------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1)自然環境の保全及び再生 | 森林公园整備事業（椿川地区） | 東成瀬村 | |
| | (2)その他 | | | |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|----------------------------|---|------|---|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住 | <p>定住促進空き家活用事業</p> <p>①事業の必要性 少子高齢化等に伴い、増加している空き家を改修し活用することで、定住者の住宅確保と危険空き家の未然防止につながる。</p> <p>②具体的な事業内容 村が空き家所有者と賃貸借契約を行い、村が空き家を改修して移住・定住者へ貸与し、定住促進を図る。</p> <p>③事業効果 移住・定住の促進により、生産年齢人口の増加等につながることで人口減少の抑制や地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 移住・定住の促進により、生産年齢人口の増加等につながることで人口減少の抑制や地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |
| | 民間賃貸住宅家賃補助事業 | <p>民間賃貸住宅家賃補助事業</p> <p>①事業の必要性 村内に移住や定住を希望する方への住環境が不足しており、民間事業者による賃貸住宅など住環境を確保する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 民間賃貸住宅の家賃の一部を補助し、移住定住の促進を図る。</p> <p>③事業効果 村外からの移住や若い世代等の定住を促進することにより、人口減少の抑制や地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 村外からの移住や若い世代等の定住を促進することにより、人口減少の抑制や地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-----------------------------|--|------|---|
| 1 人材育成 | 就業資格取得支援事業 | <p>①事業の必要性 人口減少等により担い手不足が深刻な状況であり、中小企業等の活性化を図るため、人材育成を支援する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 就業資格の取得に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>③事業効果 中小企業等の人材育成の促進により、優秀な人材の確保や企業の活性化につながることで中小企業等の事業継続が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 民間企業 | 補助金 〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 中小企業等の人材育成の促進により、優秀な人材の確保や企業の活性化につながることで中小企業等の事業継続が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 |
| 2 産業の振興 | (10)過疎地域持続的発展特別事業 ・第1次産業 | <p>水稲経営持続的発展支援事業</p> <p>①事業の必要性 水稲は村の農業の中核的な作物であり、生産調整の手法が変わった今、高品質な米を安定して生産することは最重要課題となる。そのため、村内における水稻生産の体制再編と基盤を更に強化し、競争力の強化や農業振興の普及を図る必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 大型農業用機械の購入に対する支援を行う。</p> <p>③事業効果 高品質な米を安定して生産することで生産者の収入を増やし、事業、雇用の拡大や後継者の育成など地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | 補助金 〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 高品質な米を安定して生産することで生産者の収入を増やし、事業、雇用の拡大や後継者の育成など地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------|---------------|--|-------------|---|
| | 農産物生産加工施設改修事業 | <p>①事業の必要性 農産物生産加工施設は、大規模経営化が進む本村の稻作経営の中核となる施設であるため、地場産業の振興を図るために施設を適正に維持管理していく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 維持補修計画を策定し、計画的に施設の維持・修繕を行う。</p> <p>③事業効果 当該施設を適正に維持することで農業経営の安定化など地場産業の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 当該施設を適正に維持することで農業の安定化など地場産業の振興が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |
| ・商工業・6次産業化 | 新規雇用奨励金事業 | <p>①事業の必要性 人口減少が急激に進む中、地域の担い手となる人材の確保が課題であり、地域産業や企業等を下支えしつつ中期的な雇用対策を行う必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 村内に事業所を置く企業が、住民や移住者等を新規に雇用した場合、雇用者1人につき奨励金を一定期間支給する。</p> <p>③事業効果 若者等地域人材の定着や雇用環境の改善、地域産業や企業の下支えが図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 民間企業 補助金 | <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 若者等地域人材の定着や雇用環境の改善、地域産業や企業の下支えが図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------|--|------|---|
| | 創業・事業承継支援事業 | <p>①事業の必要性</p> <p>地理的条件等から企業誘致が厳しい環境であるため、創業や事業承継等を促進し、地域産業と雇用の創出を行う必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>村内で創業及び事業承継等を行う事業所に対し、初期投資等への支援を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>創業や事業承継等の促進により、産業や雇用の維持・創出が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 民間企業 | <p>補助金</p> <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕</p> <p>創業や事業承継等の促進により、産業や雇用の維持・創出が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |
| ・観光 | 観光施設整備事業 | <p>①事業の必要性</p> <p>村内の観光拠点施設は、重要な雇用の場及び地場産品消費拡大の場であることから、地域の活性化を図るため、施設を維持していく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>維持修繕計画を策定し、計画的に施設の維持・修繕を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>当該施設を適正に維持・運営していくことで雇用の場の確保、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕</p> <p>当該施設を適正に維持・運営していくことで雇用の場の確保、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|--|------|--|
| ・企業誘致 | サテライトオフィス環境整備支援事業 | <p>①事業の必要性</p> <p>テレワークの導入が進んでおり、企業誘致と地方移住を推進するため、サテライトオフィスの環境整備等に支援を行う必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>サテライトオフィスの環境整備等に要する経費に対する補助を行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>企業の進出による雇用の創出と地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 民間企業 | <p>補助金</p> <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕</p> <p>企業の進出による雇用の創出と地域の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |
| ・基金積立 | 観光施設大規模改修基金積立事業 | <p>①事業の必要性</p> <p>村内の観光拠点施設は、重要な雇用の場及び地場産品消費拡大の場であることから、地域の活性化を図るため、東成瀬村公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に大規模改修を行っていく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>観光施設の大規模改修等に要する財源を基金として積み立てる。</p> <p>③事業効果</p> <p>当該施設の計画的な改修を行い、適正に維持・運営していくことで雇用の場の確保、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕</p> <p>当該施設の計画的な改修を行い、適正に維持・運営していくことで雇用の場の確保、地域経済の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|-----------------------------|---|------|---|
| 3 地域における情報化 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9)過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通 | <p>生活バス路線等維持費補助事業</p> <p>①事業の必要性 過疎化により路線バス利用者が減少しており、交通弱者の移動手段を確保するため、バス利用の促進を図りバス路線等を維持していく必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 高校生通学用定期券購入費等路線バス利用者に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果 生活バスの利用促進により、住民の日常的な交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | <p>補助金</p> <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 生活バスの利用促進により、住民の日常生活手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |
| 5 生活環境の整備 | (7)過疎地域持続的発展特別事業 ・危険施設撤去 | <p>危険空き家解体及び倒壊家屋撤去補助事業</p> <p>①事業の必要性 危険空き家の解体及び倒壊家屋の撤去を推進することにより、倒壊等や周辺の生活環境悪化を未然に防止するための適正管理をする必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 危険空き家の解体及び倒壊家屋撤去費用の一部を補助する。</p> <p>③事業効果 地域住民が安全に安心して生活できる環境の確保及び景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | <p>補助金</p> <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 地域住民が安全に安心して生活できる環境の確保及び景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------|--|------|--|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉 | <p>福祉医療費助成事業</p> <p>①事業の必要性 少子化、人口減少が進行しており、少子化対策事業の充実により、安心して子育てできる環境づくりを推進する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 福祉医療費助成事業の対象範囲を拡大して、医療費を支給する。 (所得制限なし、高校生等まで拡大)</p> <p>③事業効果 助成事業の充実により、子育て世代の経済的負担等を軽減し、安心して子育てできる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 助成事業の充実により、子育て世代の経済的負担等を軽減し、安心して子育てできる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> |

| | | | |
|----------------|------------------|--|--|
| | | る。 | |
| ・高齢者・障害者 福祉 | ふれあい安心電話システム推進事業 | <p>東成瀬村</p> <p>〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕</p> <p>一人暮らし高齢者に対し、急病や災害時にも対応できる地域支援システムが確立され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>①事業の必要性</p> <p>在宅の一人暮らし高齢者が、孤立感や不安感の解消などにより安心した在宅生活が送れるようになる必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>一人暮らし高齢者の安否確認・相談を村が社会福祉協議会とともにを行う。</p> <p>③事業効果</p> <p>一人暮らし高齢者に対し、急病や災害時にも対応できる地域支援システムが確立され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|------------------|--|------|---|
| ・健康づくり | 特定不妊治療・不育治療費補助事業 | <p>①事業の必要性 不妊治療費は、長い期間高額な医療費となる例が多く、適切な医療を受けられる環境整備が必要である。</p> <p>②具体的な事業内容 不妊治療及び不育症の治療を受ける夫婦に対し、治療費の助成を行う。</p> <p>③事業効果 出生数の増加に結びつく少子化対策を図ることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | 補助金 〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 出生数の増加に結びつく少子化対策を図ることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 |
| ・その他 | 少子化対策事業（学校給食費助成） | <p>①事業の必要性 少子化、人口減少が進行しており、少子化対策事業の充実により、安心して子育てできる環境づくりを推進する必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容 義務教育諸学校に在籍する児童生徒の給食費を全額助成する。</p> <p>③事業効果 助成事業の充実により、子育て世代の経済的負担等を軽減し、安心して子育てできる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p> | 東成瀬村 | 補助金 〔施策の効果が将来に及ぶ理由〕 助成事業の充実により、子育て世代の経済的負担等を軽減し、安心して子育てできる環境が整備され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 |

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|-------------------------------|---|------|--|
| 7 医療の確保 | (3)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| 8 教育の振興 | (4)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域持続的 発展特別事業 ・集落整備 | 地域創生推進事業 ①事業の必要性 少子高齢化や人口減少により、集落の維持及び活性化が大きな課題となっている。 ②具体的な事業内容 集落が行う耕作放棄地などの景観対策や道水路の維持管理、特産品づくりや伝統行事の保存等地域の特色づくり、その他集会所の整備など地域の自立促進に要する経費に対し補助する。 ③事業効果 住民自らによる地域課題の解決、地域活力の向上により、集落の維持及び活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 | 各地区 | 補助金 「施策の効果が将来に及ぶ理由」 住民自らによる地域課題の解決、地域活力の向上により、集落の維持及び活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。 |
| 10 地域文化の振興 等 | (2)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| 11 再生可能エネルギー利用 | (2)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |